

令和4年第4回定例会

鋸南町議会会議録

令和4年6月7日 開会

令和4年6月7日 閉会

鋸南町議会

令和4年第4回鋸南町議会定例会議案一覧表

発議案第1号	国における2023年度教育予算拡充に関する意見書(案)について
発議案第2号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(案)について
議案第1号	鋸南町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第2号	鋸南町過疎地域自立促進特別事業基金条例の廃止について
議案第3号	工事請負契約の締結について(都市交流施設周辺整備工事)
議案第4号	工事請負契約の締結について(防災行政無線親卓設備更新工事)
議案第5号	令和4年度鋸南町一般会計補正予算(第1号)について
議案第6号	令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算(第1号)について
議案第7号	令和4年度鋸南町水道事業会計補正予算(第1号)について
報告第1号	令和3年度鋸南町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
報告第2号	令和3年度鋸南町水道事業会計予算繰越計算書について

令和4年第4回鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程〔第1号〕	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
町長からの提案理由の説明並びに諸般の報告	6
一般質問	8
大塚 昇 議員	8
青木 悦子 議員	14
笹生あすか 議員	25
竹田 和明 議員	34
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
報告第1号の説明	62
報告第2号の説明	63
閉会の宣言	64

鋸南町告示第45号

令和4年第4回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年6月3日

鋸南町長 白石 治 和

記

1. 日 時 令和4年6月7日 午前10時
2. 場 所 鋸南町役場議場

令和4年第4回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和4年6月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 一般質問（4名）
4番 大塚 昇 議員
5番 青木 悦子 議員
1番 笹生 あすか 議員
3番 竹田 和明 議員

本日の会議に付した事件

議案一覧表に同じ

出席議員（11名）

- | | |
|---------------|--------------|
| 1番 笹生 あすか 議員 | 2番 早川 正也 議員 |
| 3番 竹田 和明 議員 | 4番 大塚 昇 議員 |
| 5番 青木 悦子 議員 | 6番 笹生 久男 議員 |
| 7番 渡邊 信廣 議員 | 8番 小藤田 一幸 議員 |
| 9番 鈴木 辰也 議員 | 11番 笹生 正己 議員 |
| 12番 平島 孝一郎 議員 | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | |
|--------------|-----------------|
| 町 長 白石 治和 | 副町長 内田 正司 |
| 教 育 長 富永 安男 | 総務企画課長 平野 幸男 |
| 税務住民課長 石井 肇 | 保健福祉課長 寺本 幸弘 |
| 地域振興課長 安田 隆博 | 教 育 課 長 福原 規生 |
| 建設水道課長 齋藤 正樹 | 会 計 管 理 者 対馬 尚子 |
| 総務管理室長 今井 勝啓 | 監 査 委 員 柴本 健二 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 加藤 芳博 書 記 村 上 真 理

…………… 開 会・午前10時00分 ……………

[開会のベルが鳴る]

◎開会の宣言

○議長（鈴木辰也）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、令和4年第4回鋸南町議会定例会を開会致します。

陽気が暑くなってきていますので、暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鈴木辰也）

配付漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木辰也）

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番竹田和明議員、8番小藤田一幸議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（鈴木辰也）

日程第2、会期の決定を行います。

この件については、去る5月31日午前10時から、議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期および日程について、議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員会笹生正己委員長。笹生正己委員長。

[議会運営委員会委員長 笹生正己 登壇]

○議会運営委員会委員長（笹生正己）

皆さんおはようございます。それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る5月31日午前10時からの議会運営委員会における令和4年第4回鋸南町議会定例会の会期および日程等

についての協議についてご報告いたします。

本定例会の会期は、本日、1日とし、日程は、お手元に配付されております議事日程により行います。本定例会には、発議案2件、町長提出議案7件および報告2件が提出されております。本日はこの後、町長から、今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明、および、諸般の報告を求めた後、一般質問を行い、発議案第1号から議案第7号までを順次上程の上、質疑討論、採決をお願いし、報告第1号、および、第2号の説明を受けます。次に一般質問であります。一般質問一覧表の通り、本定例会には、大塚昇議員、青木悦子議員、笹生あすか議員、竹田和明議員の4名から通告がなされております。一般質問の時間は、答弁を含め、60分以内とし、そのうち1回目の質問時間は15分以内とする。再質問は1問1答方式で回数は定めないといたします。

以上簡単ではありますが、議会運営委員会での審査の結果をご報告申し上げますとともに、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（鈴木辰也）

ただいまの議会運営委員長からの報告ですが、本定例会の会期は本日1日とし、一般質問については、通告のあった議員が4名、質問の時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内、再質問は1問1答方式で回数は定めないとのことです。

お諮り致します。

ただいま申し上げたとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木辰也）

日程第3、諸般の報告をいたします。議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として出席通知のありました者の職氏名は、別紙報告書で報告した通りです。また、今定例会に提出された陳情書を参考までに配付しました。

次に、議員の表彰関係についてですが、5月26日に、小藤田一幸議員、渡邊信廣議員の2名が千葉県町村議会議長会から、自治功労表彰をされましたので、午後、会議再開前にその伝達を行います。以上で議長としての報告を終わります。

◎提案理由の説明並びに諸般の報告

○議長（鈴木辰也）

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

白石治和町長。

[町長 白石治和 登壇]

○町長（白石治和）

本日ここに、令和4年第4回鋸南町議会定例会をお願いをいたしましたところ、議員各位には、公私ともご多用のところ、ご出席を賜りまして、厚く感謝を申し上げます。

本定例会に、町長としてご提案申し上げます議案は、条例の一部改正が1件、条例の廃止1件、工事請負契約の締結2件、および一般会計、病院会計、水道会計の各補正予算、合わせて7議案でございます。その他、一般会計および水道会計の各予算の繰越報告2件でございます。それぞれ概略を申し上げます。

議案の第1号は、鋸南町過疎地域における固定資産税の課税の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。租税特別措置法等の一部改正に伴いまして、本条例中の引用条項の改正を行おうとするものでございます。

議案の第2号は、鋸南町過疎地域自立促進特別事業基金条例の廃止についてであります。過疎地域自立促進特別事業の財源に充てるため、平成23年3月7日に設置をした本条例につきまして、全ての基金を事業に充当し、所期の目的を果たしたことから、条例の廃止を行おうとするものでございます。

議案の第3号および議案第4号は、工事請負契約の締結についてでございますが、都市交流施設周辺整備工事および防災行政無線親卓設備更新工事にかかる工事請負契約をそれぞれ締結いたしたく、議会の議決をお願いをするものでございます。

議案の第5号は、令和4年度鋸南町一般会計補正予算第1号についてでございますが、この補正予算は、歳入歳出それぞれ、5071万8000円を追加をし、歳入歳出の総額を49億9293万1000円とするものでございます。初めに歳出の主なものを申し上げます。総務費では、行政手続オンライン化のためのシステム導入等費用874万9000円。民生費では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業1140万4000円。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、225万8000円。衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業、4回目接種経費として1436万5000円。教育費では、中学校防火シャッター改修工事、435万6000円でございます。

次に、歳入ではあります。国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る対策費負担金および、体制確保事業費補助金、合わせて1436万5000円。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、事業費および事務費補助金225万7000円。住民税非課税世帯等臨時特別給付

金給付事業、事業費および事務費補助金1140万3000円。学校保健特別対策事業費補助金14万4000円。デジタル基盤改革支援補助金423万5000円。県支出金では、個人番号カード交付事務費補助金26万1000円、寄附金では、社会教育費寄附金30万円。諸収入では、都市交流施設整備積立金および分配金として、合わせて376万9000円でございます。なお、財政調整基金繰入金については、1398万4000円を増額をし、今補正後の財政調整基金残高は16億431万6000円となる見込みでございます。また、歳入歳出予算の補正の他、債務負担行為の補正をお願いをいたします。

議案の第6号は、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第1号についてでございますが、LED照明器具賃借料に関し、債務負担行為の設定を行おうとするものであります。

議案の第7号は、令和4年度鋸南町水道事業会計補正予算第1号についてでございますが、収益的支出において、職員の人事異動等に伴いまして、人件費4万7000円を増額を行おうとするものであります。

次に、報告第1号、令和3年度鋸南町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、予算繰越について報告をするものでございます。

次に、報告第2号、令和3年度鋸南町水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、地方公営企業法第26条第3項の規定により、予算繰越について報告をするものでございます。

以上提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明をいたさせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

この際諸般の報告を申し上げます。まず、新型コロナウイルスワクチンの4回目の接種についてご報告を申し上げます。対象者が重症化リスクを踏まえ、3回目接種から5ヶ月を経過をした60歳以上の方と、18歳以上の基礎疾患等を有する方となります。安房地域では、3回目接種から4ヶ月を経過をした方全員に、6月13日から随時接種券をお送りする予定でございます。現時点で対象とならない方にも接種券をお送りすることになりますが、国では引き続き対象者等については検討をすることとありますので、接種券はご自分で保管くださるようお願いをいたします。対象者の拡大等、方針が変更となった場合は、随時お知らせしてまいります。

次に役場窓口でお納めいただいた、県税の取り扱い状況についてご報告を申し上げます。本年5月31日現在で、自動車税が278件、950万1500円。法人県民税が2件、4万円。合計で954万1500円の取り扱いとなりました。県税の取扱手数料の2%が町へ繰入されることから、19万830円が繰り入れされることとなります。町民の皆様のご協力に感謝申し上げます。

次に、ゴミゼロ運動についてご報告を申し上げます。去る5月の28日に行われましたゴミゼロ運動であります。町民の方々のご協力をいただきまして、町内全域がきれいになりましたこと、この場をお借りして感謝申し上げます。この運動によりまして、可燃ゴミや瓶缶等を含め、8610キログラムのゴミが収集されました。今後も町民協働による環境美化推進に努めてまいりたいと思っております。

次に、夏の観光シーズンを迎えるにあたり、7月7日に夏期観光安全対策会議を開催し、その後、

鋸南町観光協会が保田海岸で海の祈願祭を開催いたします。今年度は、5つの海水浴場を7月23日から8月の14日までの23日間ライフセーバーを配置し、感染症対策を実施をして開設をする予定でございます。なお、毎年この時期にご報告をさせていただいておりますが、6月に開催予定でありました、鋸南町観光協会主催の鋸南町シロギス沖釣り大会、6月26日に開催予定でありました、安房支部消防操法大会は、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりましたので、ご報告をいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。以上であります。

○議長（鈴木辰也）

町長からの提案理由の説明並びに諸般の報告がありました。報告事項ではありますが、確認したい点がございませうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

特にないようですので、以上で、諸般の報告を終了いたします。

◎一般質問

◎4番 大塚 昇

○議長（鈴木辰也）

日程第4、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一般質問一覧表の通り、4名の議員から通告がなされております。

初めに、大塚昇議員の質問を許します。

質問席へ移動してください。

〔4番 大塚昇議員 質問席につく〕

○議長（鈴木辰也）

4番、大塚昇議員。

〔ベルが鳴る〕

○4番（大塚昇）

質問事項1件、鋸南町地域防災計画の改訂について、次の3点を、質問する。

1、国、県の防災計画の修正に伴い、当町の令和元年台風災害を検証し、教訓も盛り込んだ鋸南町地域防災計画の改訂で、大きく変わった内容は、（震災対策での東海地震対策から南海トラフ地震対策へ、計画の目標値の更新、防災拠点の代替え4施設の整備、各種協定の見直し、職員初動マニュアル改定、修正ハザードマップの配布予定等）

2、千葉県は、富士山等の噴火に伴う降灰対策に関する対応指針を今年初めて定めたが、想定さ

れる影響において、特にライフラインのうち、当町の上水道の水質悪化や停電による断水に対する対応策は、どうなっているか。(今までの防災計画では、町民生活に直接的に大きな影響が及ぶ被害は考えにくいとしていたが、今回、降灰による浄水施設の処理能力を超える場合や、降雨時の碍子の絶縁低下による停電が発生するが、その対応・対策)

3、非常時の通信対策は。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（鈴木辰也）

大塚昇議員の質問について、町長から答弁を願います。白石治和町長。

[町長 白石治和 登壇]

○町長（白石治和）

大塚昇議員の一般質問に答弁いたします。

鋸南町地域防災計画の改訂について、お答えいたします。

ご質問の1点目、「国、県の防災計画の修正に伴い、当町の令和元年台風災害を検証し、教訓も盛り込んだ鋸南町地域防災計画の改訂で、大きく変わった内容は。」についてでございますが、前計画からの改訂に伴い、大きく分けまして5点を変更いたしました。

1点目は、「震災対策での東海地震対策から南海トラフ地震対策へ。」変更いたしました。内容は従前の計画を踏襲したものとなっておりますが、対策の想定を東海地震対策から南海トラフ地震対策に改めております。これは国、県の計画において、東海地震を包括したかたちで南海トラフ地震を想定した位置づけがなされているため、町計画においても対策の想定を改めたものであります。具体的には、平成29年に国が東海地震の確度の高い地震予測は困難として東海地震関連の発表を行わなくなり、東海地震の想定震源域を含む南海トラフ地震について「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されたこと、さらに本町が「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されていることによるものです。

2点目、計画の目標値の更新についてですが、前回7項目としていたものを5項目に変更しております。1つ目、住宅及び建築物の耐震化目標は、施策の進展に合わせた数値へ修正し、前計画では、住宅80%、特定建築物80%、公共建築物90%としていたものを、令和7年度までに住宅は95%、特定建築物、公共建築物は「概ね完了」と設定しました。2つ目は、地域防災の要となる人材の育成は、自主防災組織のカバー率を前計画では80%としていたものを令和7年度までに100%とし、新たに防災訓練の参加率を50%と設定しました。3つ目、要支援者名簿登録率の向上は、前計画では作成までとしていたものを、より実効性をあげるため、登録率の向上、登録者全員に対し個別避難計画の策定を目標といたしました。4つ目は、協定内容の定期的な点検は、新たに加えた項目となります。締結をした協定を有事の際、円滑に運用できるよう、毎年点検をすることを目標としました。5つ目は、防災拠点の代替施設の整備は、前計画で、笑楽の湯、道の駅保田小学校としていたものを、鋸南小学校、鋸南中学校、笑楽の湯、海洋センターの4拠点としまし

た。役場本庁舎から比較的近い場所で、書類・機器等の持ち運びが可能な拠点を選定し、「道の駅保田小学校」については、避難所として開設を想定すると、拠点として使用可能な空き部屋がなくなってしまうことなどから今回除外をしております。

3点目、各種協定の見直しについてですが、発災時に協定内容が十分に履行されなかったなどの反省を踏まえ、大規模災害の発生を想定して、町単独での対策、対応に困難をきたすことが予測される事柄に関して、外部の各種団体、関係機関、事業者と災害協定を締結することで、災害対応に必要な資源の確保に努めることとし、また、協定相手に対して、防災訓練や研修への参加要請、定期的な内容の更新、確認の通知、平時における補助、支援等を行うことで、協定の機能維持、強化を図ることとし、協定内容を各課共有することといたしました。

4点目は、職員初動マニュアルの改定についてですが、従前からの初動マニュアルの修正に加えて、受援計画及び業務継続計画を追加したものとなります。まず職員初動マニュアルについては、本編で修正を行った職員の参集方法、災害対策本部に置く各班の編成、所掌事務の整理、大まかな時間で定めた各班の対応行動などを具体的に例示し、内容の周知徹底を図ります。受援計画については、大規模災害時の想定で、外部からの応援職員やボランティアを迅速、的確に受入れることを目的とし、体制、対象業務、事務フローを定めました。業務継続計画は、同じく大規模災害時に、行政も被災をし、さまざまな資源に制約がある状況下で、優先的に実施をすべき業務を特定するため策定を行ったものです。庁舎機能の復旧などの応急対応業務を洗い出し、優先する復旧業務及び通常業務の選定基準を定めたものになります。

5点目は、千葉県地域防災計画の修正と整合性をとるため、計画に反映をさせました。一例といたしまして、家庭や事業所における食料、飲料水等の備蓄や非常持出袋に加えて、情報収集のためのモバイルバッテリーの準備や、避難所運営マニュアルの策定、住民主体の避難所運営体制の構築促進などがございます。

ご質問の2点目の、「千葉県は、富士山等の噴火に伴う降灰対策に関する対応指針を今年初めて定めたが、想定される影響において、特にライフラインのうち、当町の上水道の水質悪化や停電による断水に対する対応策は、どうなっているか。」についてであります。千葉県では、富士山をはじめ、本県周辺の火山が噴火した際の降灰による被害を最小化するため、リスクの洗い出しを行うとともに、県における対策の基本的な取組を示した「富士山等の噴火に伴う降灰対策に関する対応指針」を令和4年3月に策定しました。指針では、富士山大規模噴火の降灰予測等として、国の中央防災会議「大規模噴火時の広域降灰対策ワーキンググループ」による報告書の中のシミュレーションの一つとして、千葉県や神奈川県が降灰分布の中心となるケースが示されており、千葉県全域で降灰が予想され、東京湾岸から内陸にかけて、4センチから8センチの降灰が予想されるとしています。また、今回改訂を行いました「鋸南町地域防災計画」の中では、火山噴火降灰対策の富士山が噴火した場合の被害想定として、最大で約10センチの降灰堆積の可能性があるとしております。議員ご指摘のライフラインについて、大きな影響が懸念される上水道の水質悪化に対しましては、本町の浄水場施設の降灰対策として、有事の際には、浄水場の着水井や沈殿池、ろ過池等の開口施

設をシート等で覆って、浄水処理機能の維持に努めてまいります。降灰による原水の濁度上昇については、ある程度までの濁度であれば、浄水過程で薬品の増量により処理は可能ですが、処理能力が及ばないほどの高濁度となった場合には、ダムからの取水を停止し、南房総広域水道企業団からの受水を増量し対応することが可能となっております。また、機械装置を運転するための電力については、3ミリ以上の降雨で、碍子の絶縁低下による停電が発生、数センチ以上で火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加などによる発電量の低下が生じ、電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保しきれない場合は停電に至ることが予想をされます。停電時等の有事の際には、浄水場で使用する電力すべてをカバーできる非常用発電設備を配備しておりますので継続した浄水処理が可能であります。今後も有事の際においても町内全域へ安心、安全な水道水を安定して供給できるよう努めていきたいと考えます。

ご質問の3点目、「非常時の通信対策は。」であります。改訂後の鋸南町地域防災計画で、「情報伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。特に、停電による通信途絶に備えるため、予備電源の確保や電力インフラによらない情報伝達手段の確保にも努める。」といたしました。具体的な対策は、県防災行政無線及び県の防災情報システムにより県及び近隣市町村等との通信を確保いたします。また、町防災行政無線により、町民に対する情報の伝達手段を確保いたします。そのほか、町の災害対策業務を実施するためNTT回線及び携帯キャリア不通時は、保有する衛星携帯電話7台、簡易無線機10台にて県関係部署等との通信のほか、町災害対策本部と町内各地の避難所、活動拠点及び災害現場等との通信を確保いたします。次に、停電対策であります。予備電源としては、県防災行政無線及び防災情報システム用として発電機1台を庁舎3階に配置し、町防災行政無線用には、72時間運用分の蓄電池を準備しております。また、本庁舎全体の非常用給電システムとして庁舎1階の非常用発電機を運用し、可搬型通信機の給電用に優先コンセントを割り当てます。更に、最終手段として非常時用可搬型バッテリー13台を常時充電をし、対応してまいります。

以上で、大塚昇議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

大塚昇議員、再質問ありますか。

大塚昇議員。

○4番（大塚昇）

1点目の「鋸南町地域防災計画」の改訂で、大きく変わった内容は、について。大きく分けて5点を変更したうちの、3点目の各協定の見直しについての質問。

発災時に協定内容が十分に履行されなかった等の反省を踏まえ、大規模災害の発生を想定して、外部の各種団体、機関、事業者と災害協定を締結することで、災害対応に必要な資源の確保に努めることとしているが、具体的に何かアイデアは、あるのか、或いは、あったのか。以上。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。それでは協定内容の見直しのうちですね、災害対応に必要な資源の確保に、努めることに
関し具体的なアイディアはということでございます。

まず、既に令和元年の房総半島台風の検証を踏まえまして、今回の防災計画の改訂前にですね、
災害時を想定した協定を新たに、7つの団体等を締結をいたしております。その中で主なものを申
上げますと、代表的なものを申し上げますと、福祉避難所の設置に関しては、4つの団体と締結
を行いました。また停電復旧の連携等につきまして、東京電力パワーグリッド株式会社と締結をい
たしております。福祉避難所の設置に関しましては、要配慮者の受け入れの数拡大が出来ましたこ
と、その他、締結にあたって福祉避難所の開設や、利用にあたっての、相互の役割それから手続き
等を明確化しまして、避難所の円滑な受け入れができるよう体制を整備したところでございます。
また東京電力パワーグリッドとの協定では、連絡調整員の派遣や、電源車の配備、それから防災行
政無線等の活用に関しまして、協定とは別にそれぞれ覚書を交わすことで双方が連携して、より効
率的かつ迅速に復旧が図れるよう総合的な協力体制を整えたところでございます。

次にご質問の中で資源の確保に関する今後の業務の具体的な事例ということでございますが、2
点ほど申し上げます。

1点目は、被災地に迅速かつ安定的に物資を供給する観点から、町内小売り業者と食品や日用品
に関して協定の締結を図っていくところでございます。既に1つの業者とは協定を締結してござい
ますが、災害の規模、それから種類等を想定しますと、可能な限り立地する場所や業態の異なる店舗と
複数の事業者と締結をすることで、複層的な対応が可能となると考えております。そのような観点
から町内の複数の事業者等と協議を図っていききたいというふうに考えております。

また2点目ですがこちらはガソリンスタンドですね、停電時の燃料等に関するところでござい
ます。町内の二つのガソリンスタンドは、燃料供給等に関する協定を締結してございますが、令和元年の台
風災害後の停電時には、ガソリン供給が途絶えまして、町が行う応急措置あるいは町民生活に大き
な支障をきたしたところでございます。これは停電による給油器材の停止と渋滞等の混乱を危惧し
た業者側の判断によるものと認識しております。現在は両スタンドとも自家発電機を配備しまして
災害時においても、可能な限り稼働を継続し、燃料供給体制を維持するという、住民拠点サービ
スステーションという国からの指定を受けております。発災時にはこの指定に基づきまして、継続
的な燃料供給を行っていただくことが望ましいのですが、その前提としては、燃料を求めて長蛇の列
をなしたり交通渋滞を招く、こういった混乱を生じないようにすることが必要であるというふうに
考えております。そのためには緊急車両や公用車など、復旧復興等に優先的な車両優先度の高い車
両への供給や、また一般住民への円滑な供給が実施できるように、業者の意向を聞く中で、蓄電、
失礼しました、備蓄や供給の容量等、また、優先車両等に関して検討協議を図っていききたいとい
うふうに考えております。なお、これらの対応の前提としましては、地区住民の皆さんが自主的にル
ール作りに参画されその活動内容を把握し遵守していくことが必要でございます。効率的な資材等
の準備確保のためはもちろんのことですが、町全体の防災能力を高めるためには、自主防災組織の

立ち上げや活動が重要でありますので、まずは区長さんを通じてですね、そういった自主防災組織の立ち上げについて働きかけを進めていくということを取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。大塚昇議員。

○4番（大塚昇）

2点目の火山噴火に伴う降灰対策に関する対応についてですが、上水道に関する質問だったわけですが、火山の降灰の規模と状況、その範囲により、交通インフラ・ライフライン・住宅や事業所の機能に影響が生じることが色々と想定されるわけですが、日本は、111の火山を有しており、数多くの火山災害が発生しているが、都市部に於ける大量の降灰を伴う大規模噴火は、近年発生しておらず、比較的規模の小さい噴火に対処した経験があるのみで、備えは進んでいないのが現状だそうです。関東では、浅間山が、240年前の天明の大災害以後も、度々、噴火が記録されており、平成16年の噴火では、勝浦市、平成21年の噴火では、鴨川市で降灰の観測が記録されています。伊豆大島三原山においても、昭和61年11月1週間噴火したのですが、館山市で、降灰が記録され、農作物等への被害が確認されています。富士山においては、315年前の大規模な宝永噴火が2週間あった後、今は噴火はありませんが、平成13年の2000年から2001年にかけて、深部低周波地震や、その10年少し前に山頂部のみの有感地震があったそうです。観測は、続けられております。火山災害が予想される場合は、まず、気象庁が発表する噴火警報・予報、解説情報、噴火速報、降灰予報等が、順次あると思われ、それに伴う国、県の各防災会議での、対応指針を具体的に実行すべき事項に取り組んでいく必要が出てくると思われまます。基本的な取組指針から、検討を加えて実効性を高めておいてもらいたい。これは、要望と注意喚起とします。

次に、3点目の非常時の通信対策は、についての再質問。

色々の通信態勢があるわけですが、その内、主に県関係部署等との通信のため、衛星携帯電話7台を所持しているわけですが、イリジウム通信と違い、衛星通信電話は地上の中継基地を経由して行うのですが、東日本大震災以後は、柔軟性のある可搬型或いは、車積載型地球中継局が、緊急の場合に短時間で回線を、設定できるので県で決め利用していると思いますが、これらの通信費用は、どこがどの様に負担しているわけですか。以上。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

町長の冒頭の答弁でもございましたが災害時の通信網のうち、衛星通信を利用しているもの、2系統ございます。一つは町独自で配備しております衛星携帯電話7台でございますが、これは主として町内の出先それから避難所等の連絡を行うもので、NTTドコモの通信サービスを利用して幅広く柔軟に運用できるものでございます。通信費用は町で支出しております。1台あたりの基本料金は月額税込で5390円となっております。2つ目、千葉県が運用しております千葉県防災行政

無線でございます。これは県、市町村、消防本部、防災関係機関で構成されておりまして、県情報防災システムや一斉事例、それから防災電話機の機能を有しております。ご質問の中でございました可搬型地球局および衛星通信車につきましては、このシステムの一部として配備がされておりまして、可搬型地球局につきましては地域振興事務所に1基配備されておりまして、町では庁舎に固定して配備、配置されており、県などの構成機関と連絡通信手段として運用しております。なおシステム全体の通信手段は通常時は主回線は光回線でございます。停電等による地上通信施設が機能不全となった場合には、副回線として衛星回線を利用することになっております。この費用につきましては全額、千葉県が負担しております。なお構築後15年が経過しているということで令和7年度稼働予定で次世代のシステムの再整備が現在進んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。大塚昇議員。

○4番（大塚昇）

備えあれば憂いなしと言いますが、反対側から言えば、備えがなければ、ただ手をこまねいているしかないわけですが、大きな災害に対する減災は、対応指針と知識知恵、それと行動力だと思います。これで私の質問を終わります。以上。

○議長（鈴木辰也）

以上で、大塚昇議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩をし、午前11時から会議を再開いたします。

…………… 休憩・午前10時51分 ……………
…………… 再開・午前11時00分 ……………

◎5番 青木悦子

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開します。

次に、5番青木悦子議員の質問を許します。

5番、青木悦子議員。

[ベルが鳴る]

○5番（青木悦子）

私の方からは1件質問させていただきます。

質問事項は、魅力あるふるさと鋸南の創造についてです。

ふるさと鋸南町を子どもや孫に紡ぎ続けてもらうために、にぎわいを取り戻すために、ともに手

を携え、みんなでまちづくりを行い、里山を彩り、里海に根ざし、里愛で結びつく三ツ星のふるさとを作っていきますと、総合計画に、鋸南町のこれからの将来像としてうたわれています。とても人の心を引きつける魅力的なキャッチフレーズです。この言葉を合言葉に、みんなでまちづくりを行えば、観光や移住定住の促進にも効果があると思います。そのために、何をどのようにみんなで作り上げるのかを、具体的に町全体に町民に具体的に浸透させれば、町民力もともに手を携えることによってパワーアップし、将来に繋がるのではないかと強く感じているところです。そこで、以下3点について質問いたします。

1、里山里海さと愛で結びつくについての具体的な理想像について伺う。

2点目。まち作りの担い手の確保などを含めて、理想像に向かうための構想について伺う。

3点目。自然豊かな里山里海の現状をどう捉えているか。以上3点について、よろしくご答弁ください。

○議長（鈴木辰也）

青木悦子議員の質問について、町長から答弁を願います。

白石治和町長。

〔白石治和町長 登壇〕

○町長（白石治和）

青木悦子議員の一般質問に答弁いたします。

「魅力ある「ふるさと鋸南」の創造について」お答えいたします。

ご質問の1点目、「「里山」「里海」「里愛」で結びつく」についての具体的な理想像について」ですが、鋸南町総合計画の基本構想にある10年後の将来像は、平成23年度に策定した前計画で定めた『みんなでつくる三ツ星のふるさと鋸南』を継承し、鋸南町を子どもや孫に紡ぎ続けてもらうために、賑わいを取り戻すために、ともに手を携え、みんなでまちづくりを行い、「里山」を彩り、「里海」に根ざし、「里愛」で結びつくの3つのまちづくりを基本理念として、三ツ星のふるさとを作っていくこととしております。「里山」を彩るでは、「里山」は、農林業や花の植栽活動などによって、適度に人の手が入ることによって良好な状態に保たれる自然的空間であり、住民と行政がともに鋸南町の「里山」の重要性を認識し、最大限に保全、活用していくため、優良農地の確保、花であふれるまちづくりの推進、「里山」を通じた交流の推進をしていくこととしております。また、「里海」に根ざすでは、水産業や観光など様々な分野で私たちに恩恵をもたらす「里海」の自然循環機能を将来にわたって維持していくことが求められ、住民と行政がともに鋸南町の「里海」の重要性を認識をし、最大限に保全し、活用していくために、美しい海洋環境の保全、つくり育てる漁業の振興、「里海」を通じた交流の促進を重点的に取り組むとしております。更に、「里愛」で結びつくでは、「里愛」は、住民どうしの支えあいや、観光客を温かく受け入れるもてなしの心、住民一人ひとりが「里愛」で結びつく、「確かな地域力」の維持・強化を図っていくため、地域ぐるみの健康福祉のまちづくり、地域ぐるみの安全・安心のまちづくり、「里愛」を未来へつなぐふるさと教育の推進、「里愛」あふれる観光地づくりの推進を図ることとしております。「里山」を彩り、「里

海」に根ざし、「里愛」で結びつくの3つのまちづくりを基本理念に据え、都会と同じものを求めるのではなく、温暖な気候、風光明媚な景観と自然、首都東京への近接性など、町が有する特性を活かしながら、町民どうし、町民と行政が力をあわせ、住んでよし、働いてよしのまちづくりを進めてまいります。

ご質問の2点目、「まちづくりの担い手の確保などを含めて、理想像に向かうための構想について」でございますが、全国的に過疎地域での人材確保は、人口減少や高齢化などにより、厳しい状況にあり、本町においても、令和元年の台風による被災などによりまして、地域の担い手が減少していく中で、行政区をはじめとした地域コミュニティの希薄化や基盤の脆弱化を懸念しております。令和3年度から始まった新たな総合計画の協働のまちづくりの中に、まちづくりの担い手を確保するため、まちづくり支援事業などを通して、協働のまちづくりを推進をし、地域活動の活性化に取り組むとしております。この事業は、「魅力的で活力ある鋸南」を創造するために、町民が自ら取り組む事業に対して、補助金を交付しておりますが、昨年度は、補助金を交付した団体は、魚による海藻類の食害を防ぐため、天敵であるイカが繁殖するための環境を整備し、豊かな磯根環境を再生することを目的とした勝山磯根環境再生保全事業、町の貴重な資源である桜などの地域資源を活用した草木染めによる特産品を開発する桜染めで町おこしなど、地域の課題を町民自ら考えを持って取り組んでいただいております。このような地域活動の中からまちづくりの担い手が出てきてもらえることが理想ではないかと考えております。しかしながら、必ずしも地域内において、担い手が十分に確保されることは難しいと考えられますので、地域外からの人材を積極的に活用することで、不足する人材を補完し、新たな発想、視点を持った次を担う人材の確保にも取り組んでいく必要がございます。そのためには、地域おこし協力隊の増員や活動内容の拡充、地域活性化企業人の活用など、地域人材の確保に関する国の支援を活用し、地域活動や地域産業の活性化のための担い手確保に努めてまいります。また、関係人口の増加による移住定住の促進などの施策を積極的に取り組んでいくことにより、地域の担い手が確保できるよう努めてまいります。

ご質問の3点目の、「自然豊かな里山、里海の現状をどう捉えているか」でございますが、本町の自然環境に関しましては、生態系に悪影響を及ぼすような環境破壊は生じていないと認識しております。また、観光地美化活動として、町内全域に桜を中心とした花木の植栽を継続して行っており、季節の植物が織りなす、美しい鋸南町の景観を目当てに多くの観光客が訪れております。しかしながら、生活様式の変化により、人と山、人と海との関わり方は変化しているものと考えております。近年、全国的な問題となっておりますが、異常気象がもたらす大雨の長時間化により、降水量が増え、河川の上流から流れ出した土砂が、下流域での堆積土や竹林の繁茂につながり、山林では、樹木の間伐や枝払いなど人の手が増えられずに放置をされ、海岸に打ち上げられた漂着ゴミ等の処理など、本町においても例外ではありません。自然の生態系は健全な循環のもとに成り立っておりますので、持続的な資源管理は必要不可欠であると考えております。これらの課題解決のために、水質保全のため家庭用小型合併浄化槽設置の推進や、町民とともに意識醸成を図る年2回の町内環境美化活動など、普及、啓発、実践を継続して取り組み、豊かな里山、里海の保持に努め

ていく考えであります。また、施設によって管理は分かれますが、千葉県等関係機関への働きかけについても毎年行っておるところですが、継続して適正な管理をお願いしてまいります。

以上で、青木悦子議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木辰也）

青木悦子議員、再質問ありますか。

青木悦子議員。

○5番（青木悦子）

私がこのちょっととても壮大な質問、ふるさと鋸南の創造についてを質問するに当たりまして、議員になってから2回目の総合計画を見ているわけですけれども、この里山里海、そして里愛の三ツ星の故郷を作るというこの言葉がとても気になっていまして、本当に、鋸南町がこれを住民が、本当に理解して、みんなでこの町を作っていこうよというような繋がりができたら、とてももっとも大きな力になって、将来像へと繋がっていくのではないかなと気になって、今回の質問をいたしました。前回の総合計画の中にも使われていたこのキャッチフレーズですけれども、2度目になるわけですがみんなで作る三ツ星の故郷鋸南を、平成23年度から基本理念として、ふるさと作りを続けてきたという、その成果の事例のようなものがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。前回の計画の中の成果の事例ということでございます。計画に盛り込んだ施策についてはそれぞれ担当課の方で取り組んでまいりましたが、成果の事例といたしまして平成28年度から令和2年度までを期間とした後期の基本計画、この中にそれぞれ数値目標というのがございまして、それに実績が上回ったようなもので、主な施策についてお答えしていきたいと思っております。なお実績については令和元年度の実績と比較しております。まず農林業の振興の分野でございますが、6次産業分野における事業開始ということで2件の目標値に対しまして31件の実績がございました。また水産業の振興の分野では水揚げ金額、6億2000万という目標値に対して7億4000万ということでこれも実績は上回っております。この中で実績を大幅に増加となった六次産業分野における事業開始に関しては、都市交流施設における事例でございまして施設整備によりまして、加工品等の取り組みが活発となったということが伺えます。施設の開設準備の段階から収益性の高い加工品等の取り組みについては、重要であるということまた一方で課題となってきました。今回の事例は小規模ではございますが今後は2次産業、3次産業との連携や、複数農家による取り組みによって、付加価値の高い観光の加工品が開発され、採算性のある取り組みになることが期待されております。周辺整備事業によりましてさらに今集客力が高まる都市交流施設でございまして町内の生産者の皆さんには、それぞれ創意工夫によりまして質の高い品物、消費者ニーズに合致するような出荷物を販売したりしていただくことで、できれば、農業所得によって家計が支えられるとい

った生産者の方が増えていただければというふうに願っております。

次に観光振興等、定住の促進の分野では、年間の観光入り込みの客数、こちら100万人という目標値でございましたが、135万3000人ということでこちらの実績が上回っております。また住宅取得の助成の累積実施件数につきましても、30件に対して98件という実績となりました。この中では観光入り込み客数の大幅な増加が大きな成果であるというふうに思っております。こちらでも都市交流施設への入り込み客数の増加が大きな要因でございます。道の駅保田小学校は来訪者の立ち寄り施設から目的地に変化しております。鋸南町の知名度も高まりまして、大きな宣伝効果発信力となっていると思っております。今後は施設での集客の効果のみならず、町内への波及効果を目指す必要がございます。そのためには行政ではそれぞれ環境観光の拠点のブラッシュアップが必要となっております。また町民の皆様はじめ民間事業者につきましては、魅力ある事業に取り組んでいただいて、来訪者の受け入れを図っていただくことが重要になってくると思っております。ようやく周辺で観光農園などの取り組みということで着手されているということも聞いておりますので、多くの皆さんが都市住民をターゲットに豊かな自然との特性を活かしてですね、事業へ参画いただくことを将来的に願っているところでございます。

次に子ども子育て支援の分野ですが、こちらでも幼児の乳幼児の健診受診率などをほとんどのもので数値目標に対して実績を上回った結果となりました。また学校教育の充実の分野では、小中学校の耐震化率、等々ですね、こちらでも大目標を上回る結果となりました。後期の基本計画の期間では少子化対策として、子育て支援について重点的に環境整備、財政的な支援等に取り組んで参りました。事例を申し上げますと、教育施設の再編、それから幼稚園保育料の無償化、保育所幼稚園小中学校給食費の無償化、それから中央公民館における子育てひろばの開設などでございます。子どもを持つ親御さんには、育てやすい環境が整ってきたものと考えております。今後も子育て世代の要望を把握する中で、よりよい環境を支援の構築を目指してまいりますとともに、子育て環境などの状況について、町内外へ情報発信を行いまして、人口減少、少子化の是正に努めてまいりたいというふうに思っています。

また住宅支援や通勤助成など、子育て世代の生活支援について転出抑制、それから移住定住施策として図ってまいりましたが、多くの自治体がそういった取り組みをする中で、鋸南町を選択していただくためには、さらなる効果といたしますか、インパクトのある施策を講ずる必要があるというふうに考えております。これについては、各分野での子育て世代への支援について、全庁的に連携を図って、これから取り組んで参る方針でございますのでよろしく願いをいたします。

○議長（鈴木辰也）

再質問は、青木悦子議員。

○5番（青木悦子）

今総務課長の方、企画課長の方からご報告があった内容については、私達もいろいろな議会全員協議会の場で報告を受けていることでした。ただし、その中で里山里愛という、その言葉を意識して、三ツ星のふるさとを作っている中の一つなんだよということをやなかなか意識してそれを聞くこ

とができませんでした。やっぱりこの言葉をもっともっと大切にしていかれたらいいのかなって思っています。

観光面から子育て面、そして一次産業二次産業の方までかなりの明るい明るく発展してきているってことが、そうですね、この中のこの2年においても、地味ではあるけれども、鋸南町が、停滞することなく地道に進んでいるということが理解できました。ありがとうございます。

引き続きまして、里山を通じた交流の促進をしていくとの答弁がありました。ますます高齢化が進み現状の農地を含む里山の面積、今のこの面積ですねそれを維持していくために、拙い私の頭脳で考えたんですけども、鴨川の棚田とか、1枚1枚、契約をして管理されています。その時にはあまり感じていなかったんですけども、このまま人口減少して担い手が減っていった中で、そうですね、町外の都市の方でしょうけれども、そういう方たちと契約を結ぶことで、町に来て、例えば里山の管理などお願いしたり、それから、空いている農地を作っていただいたりとか、そういう交流の促進を行って、関係人口の増加に繋げていくということは、できないのでしょうか。こういうことをすることによって鋸南町と繋がるメリットを十分考慮する必要があると思いますし、今私の能力ではそれをどういう、鋸南町と契約を結んでくれた方々にどういうメリットをお返しできるのか、そういうことまではなかなか考えられないんですけども、そういうことを考えて、なんでしょかね、関係人口によって、さらに移住定住を促進したり鋸南町の活性化に繋がっていくのではないかと考えましたので、この辺についてもご答弁お願いいたします。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

青木議員の、ただいまの、はい。こっちですか。失礼いたしました。農地の貸し借りに関しましてはですね、農地法の制約がございまして、農業委員会の許可が必要となっております。農業委員会を通さない農地の貸し借りにつきましては、いわゆる闇耕作として違法行為となりますので、これは注意が必要となります。農地を貸し借りする場合には、当事者間の契約だけでは足りずですね、農地法の3条の許可が必要になるということを意味しておりますので、この農地法の3条の規定によりまして農業に従事する農業者そして農業法人でなければならないと、一定の条件が課されているのが現実でございます。またいずれの場合でも、農業委員会で定めた下限面積、当町では3000平米に達しない場合は、場合につきましては農地に関する権利を取得することはできないということになっております。里山の一部として管理されてきましたこの農地につきましては、議員おっしゃる通り、農家の高齢化や後継者不足などによる理由からですね、耕作放棄地が増加し、当然のことながら有害獣の被害も引き起こす原因となっております。町といたしましては、地域おこし協力隊の農業分野での採用を行うことで、新たな担い手の育成を図るとともに、加えて中山間地域直接支払制度や多面的交付金などの既存の国の補助金などを活用いたしまして、地域の皆さんによる農地の確保の支援も行っている状況でございます。さらには定住および新規就農の促進、遊休農地の解消を図る観点から、令和2年度から開始いたしました

鋸南町空き家バンク制度の利用を行いながら、これを利用する場合に限りまして農地を付随して取得できる制度が開始されております。この制度を使いまして、現在3名の方が鋸南町の方に移住していただきまして、農地の管理を行ってくださっております。引き続き国の支援制度を上手に活用いたしながらですね、地域の固有資源である里山の保全に努めていく考えでございます。

○議長（鈴木辰也）

再質問。青木悦子議員。

○5番（青木悦子）

イメージしたのはあの鴨川の棚田のことをイメージして案を出したんですけれども、いろいろな法律に縛られて、なかなか難しいということは理解できましたが、例えば、例えばですよ。例えばの話ですから。例えば佐久間ダムの草刈りの面積とかね、いろいろあるわけです。高齢化が進んでいて、そこを集まれる人がだんだん減ってきてしまった、そういうときに何か都市と契約を結んでみんなで草を刈ったり、新たな植林植樹をしたりとか、そういうことで定期的に通ってくる、そういうことをすることによって、賑やかな町に少しは変わっていくのではないかなと思っていますので、できない中でもできる方法を考えて、少しでも人が、鋸南町に来てくださるということを踏まえていろいろ政策を進めていただければと思います。

それでは、3番目ですね、都市交流施設を中心にですね、関係人口の増加と、町の魅力発信のためにスポーツイベントを開催するというのも考えられるのではないかなと。里山里海で農業、そして漁業、そういう人たちの力を借りて、みんなで例えば田園マラソンとか、できるだけ手作りによって、町民力の結びつきでまちおこしの活性化に繋がる。そういうことで、いろいろスポーツだったら行ってみようかというような若者を呼び込むにはとても良いのではないかな、こんなことも考えました。先ほどの地域おこし協力隊のお話がありましたけれども、今朝の房日新聞の一面に、鴨川でスポーツ担当をする地域おこし協力隊が採用されたというものが記事が出ていましたけれども、そういうことも、視野に入れて、そういうイベントを考えるということも良いのではないかなと思いました。いかがでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、スポーツイベントの開催ということでご提案ございました。こちらについては町の知名度を高める関係人口を増やすということで、昨今の健康志向の高まりからですね、大変有益な取り組みであるというふうに私どもも思っております。しかしながら都市交流施設、休日等ご承知の通り、大変混雑しておりまして、なかなか開催スペースの確保っていうのは、難しい状況にあると思っております。ですので施設を会場とするというよりは、そういったイベントとも連携を図るということで成果が図れるのではないかなというふうに思っております。幸い道の駅保田小学校が広く認知されておりますので、道の駅保田小学校が、例えば予約や受付の窓口になって、宿泊場所もございまして、そういったことで利活用していただいたりとかですね、また商品や宿泊や入浴ですか。そ

れともまた直売所の商品などとタイアップするといったことを考えられるのではないかというふうに思っております。また今回周辺整備事業今進めておりますが、その場所の受付をですね、プラットフォームとして機能ができないかということで検討しております。それは具体的には、地域活動の拠点として利活用いただく他に、町内でイベントや活動する場合に、その保田小学校、道の駅保田小学校の周辺整備事業の施設で、窓口になって、先ほど言ったように予約とか受付とか、そこで集合場所になってそこから発進する、またそこに帰ってこられるというようなこと、実際にトレッキングなどのアクティビティだとか、観光ガイド、また観光農園など、町民の皆さんが町内でいろんなことを活動されていくと思いますけども、その利用者の受け入れを、今の周辺整備の中で、業務として担っていくということができないかなというふうに思っております。そういったことで町内の活動団体のご支援ができれば、連携が図れますし、また町民の皆さんの施設に対するご利用も増えるのではないかなと思っておりますので、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。青木悦子議員。

○5番（青木悦子）

大変前向きに検討をしていただいたことに感謝いたします。できないことを考えるよりも、できたらどう見返りというか、いいことが褒美があるのかなって考えた方が私は良いのではないかと感じました。いろいろ私もそのやはり混んでいるときにあそこ出入りつての非常に危険だなと思ってバスはどこから入るの、バスはどこから出るのともう一度再確認をしたりしながらこの田園で、みんなで楽しくマラソンできたら素晴らしいだろうし、課長が今答弁してくださったこともかなり達成できるのではないかと考えました。よろしく願いいたします。

まち作りは人作り、人作りはまち作りと言われますが、人作りは、重要な政策です。教育全般で魅力あるふるさと鋸南の創造に繋がる事業についてのお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木辰也）

教育課長。

○教育課長（福原規生）

それではですね、魅力あるふるさと鋸南の創造に繋がる事業ということでございますので、現在推進しております、ふるさと教育についてお答えさせていただきます。ふるさと教育は、地域の自然、歴史、伝統文化等の教育資源を活かし、故郷に誇りを持ち、心豊かでたくましい子、子どもを育むことを目的に実施しております。将来の鋸南町を担う子どもたちの育成に繋がる大変重要な施策だと認識しております。令和2年4月に策定いたしました、鋸南町教育大綱、あるいはですね、毎年策定しております鋸南町教育の指針の中にも、郷土愛の育成ということを掲げております。そのような中で、小学校では地域の課題を考え、その解決方法を提案する学習、中学校では、地域の歴史文化を学ぶ学習にそれぞれ毎年取り組んでおります。

先日ですね、中学校で1年生がですね、鋸南町のガイドボランティアの皆さんから、いろいろで

すね頼朝の上陸地、あるいは、菱川師宣の墓それぞれの史跡をめぐる、フィールドワークを行いました。その時ですすね終わった後、子どもたちが感想をまとめておりました。その子どもたちの感想の一部をちょっと紹介したいと思いますが、歴史文化、そして鋸南町の素晴らしさがたくさん学べました。あるいはですすね、鋸南町にはたくさんの歴史があることを知りました。有名な人も鋸南町に関わっていることを知って、私達の住んでいる鋸南町はすごい町なんだと感じました。それぞれ感想をいただきました。町のですすね、魅力を十分感じてもらったプログラムだと考えております。また社会教育の分野においてもですすね、公民館教室を中心に地域の題材を取り上げた桜染め教室、星空観察、アニマルトラッキングなどの教室を開催しております、それぞれですすね、参加者から好評を得ております。

町のですすね、様々な魅力を学んで、地域への関心を高めてもらっているところです。現在行っているふるさと教育の一部を紹介いたしましたが、郷土愛を育むには、魅力ある鋸南町に気がついてもらうことだと考えております。机上の学習だけではなくですすね、直接その場に行ってみて聞いて体験することでより深い学びに繋がると考えております。これからもですすね、様々な学習機会を設けて、鋸南町を好きになっていただくよう、またふるさと教育の充実に取り組んでまいります。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。青木悦子議員。

○5番（青木悦子）

はい。以前伺いましたふるさと教育よりもさらに進化して広がってそして学校教育のみならず社会、生涯学習、学校教育、手を携えて子どもたちの育成に尽力されていることが理解されました。まだまだもしかしたら、まだまだやれることがあるかもしれません。またみんなで力を合わせて、子どもたちの教育に尽力できればと思っています。

引き続き、3番目の質問の自然豊かな里山里海の現状をどう捉えているかの答弁について、町民の方からお手紙をいただいておりますので読み上げたいと思います。

佐久間川から海に注がれる水による海水との関係、本来なら緑豊かな山林から流れ出すミネラル豊富な雨水が佐久間川に流れ込み、海に注ぐ仕組みで、魚介類の生育に必要なプランクトンを生み出し、大きな栄養分となっていました。しかし、時代の流れで、宅地造成や、国や県で許可した採石業により、多くの緑豊かな山林が減少し、ミネラルの代わりに土砂が流れ出し、必要なミネラルを生み出す山林も大きく減少してきました。これは鋸南町だけではなく全国的なことだと思います。砕石業から出た土砂が佐久間川、保田川も含めて、河川を通過して海に流れ出し、漁業に必要な磯根が長い年月をかけて埋もれてきているのも現状です。家庭から流れ出す雑排水についても、国の方針で、合併浄化槽等を設け、浄化基準が高いために、魚介類に必要な雑排水に含まれる栄養分がほとんどなく、瀬戸内海方面ではこの基準を低く定めているところもあると聞きます。海水があまりにも綺麗すぎて、海の中の魚介類の生育に必要な栄養分がないに等しい状態であり、いま窮地に立たされている、磯焼けの原因の一つとも言えるのではないのでしょうか、という、ご意見を手紙でい

ただきました。佐久間川、そして今出た砕石などについても、千葉県の所管ですけれども、町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木辰也）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

本町に面しております東京湾の水質は、昭和50年代当時が水質悪化のピークで、昭和60年ごろより改善の取り組みがなされまして、平成6年、平成10年頃に一時悪化しました。またその後にはですね、緩やかに改善されてきておりますが、環境基準の適合については、まだまだ改善が必要な状況でございます。東京湾には植物の栄養となる窒素やリンが豊富に流れ込み、過度に豊富な状態の富栄養化になると、水質を悪化させます。東京湾の浄化には、河川水を通じて流入する窒素やリン等の削減が重要であり、それには合併浄化槽の設置が最も効果を発揮します。手紙にございました合併浄化槽と磯焼けの因果関係については現在まだはっきりしておりません。また、河川の堆積土等につきましては、引き続き管理者であります千葉県に事業の要望をしていきたいと考えております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は、青木悦子議員。

○5番（青木悦子）

やはり鋸南町の魅力的な環境、そして里山里海を大切にするという意味から、県が所管であっても、それを影響を受け、被害を受けたり、いいこともありますけれども、実際にそういうことを受けるのは、町ですのでこれからも県との交渉で早期解決にご尽力いただければと思います。

環境を守るということは非常に大事です。時々町の方から聞かれるのですが、汚染土埋立用に施工されたあの穴はどうなるんだとよく聞かれます。そして、もし汚染土が入ることになれば、魅力ある鋸南町のふるさとを創造、ふるさと創造に頑張っても、景観、環境問題で、町の魅力を損なってしまう。地道に積み重ねた、行政町民官民共同で頑張った町も、この景観、環境問題で魅力を損なってしまう。地道に積み重ねた努力も水泡に帰すと常々考えています。現在、千葉県はこの事業に不許可を出しているんですけれども、不許可の理由として、1日あたりの汚染土壌搬入量に対し、汚染土壌を処理することが可能であることが確認できず、また、受け入れの作業ごとに要する時間が具体的に示されないため、事業計画および収支計画が適切であることが確認できない。また、埋め立て後の覆いの損壊を防止する措置について覆いの点検および損壊のおそれがある場合の必要な補修等が必要であるが、覆いの路盤材について、路盤材としての適切な性能があることが示されておらず、覆いの損壊防止に資するかどうか判断できない。これは千葉県の理由ですけれども、千葉地裁から出された説明の中に書かれていたものです。現在千葉県が不許可を出していますけれども、裁判の行方がまだまだ心配です。安心して、暮らせる状況にはまだありません。この問題は、千葉県の許認可ではありますが、町からの要望は可能です。持続可能なまちづくりには、安心して安全な環境対策が必要です。これから、どのように県との交渉を町として行っていくのでしょ

うか。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木辰也）

建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

現状の事業が予定されていた用地につきましては、施設完成後年数も経過していることから、今後の保全につきまして適切な対応がなされるようにですね、県に対しまして引き続きご指導いただくよう要望していきたく思います。また、採石場として、年4回県による立ち入り検査が行われております。その際に、県からは、事業者に対して、関係法令に基づき適法に埋め戻し作業を行うように指示が出ているところでございます。町としても、指示事項が遵守されるよう、県に引き続き要望してまいりたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。青木悦子議員。

○5番（青木悦子）

ありがとうございました。住民の声として、幼い頃から毎年海水浴に来ていました。第2の故郷に住めた喜び。そこに汚染土が持ち込まれそうと聞いてがっかり。何のための移住だったのか。自然を求めてきた転居者はみんな汚染土持ち込みに反対している。森林法に反せず、植林して元に戻せ。子どもの頃は海や山でたくさん遊びました。子どもたちとこの先もずっと安心して自然の中で暮らしていけるように、鋸南町を守りたいです。汚染土の埋め立ては反対です。鋸南町に汚染土の埋め立て問題があることを知りませんでした。私の周りには、この問題を知らない人も多いようです。少しでも多くの人に知ってもらいたい。故郷を危険にさらすのはやめてほしいです。というような住民の声も寄せられています。先ほど申しましたように、努力して町が盛り上がったとしても、このようなことが行われれば、水泡に帰すという懸念を申し上げましたけれども、絶対に行政ですから、難しいところでしょうけれども、絶対に守り抜くという覚悟で対応していただければと思います。以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木辰也）

以上で青木悦子議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩をし、午後1時30分から会議を再開いたします。

なお、自治功勞表彰の伝達を午後1時15分から議場で行いますので、時間前にご参集願ひします。

…………… 休憩・午前11時51分 ……………
…………… 再開・午後 1時30分 ……………

◎1番 笹生 あすか

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開します。

次に、1番、笹生あすか議員の質問を許します。

1番、笹生あすか議員。

[ベルが鳴る]

○1番（笹生あすか）

私からは、高齢期の聴こえの支援について、安心安全のまちづくりについての2件の質問をします。

1件目は、高齢期の聴こえの支援についてです。高齢期の聴覚の問題は、難聴によりコミュニケーションが衰えることで、社会的に孤立しやすく、認知症やうつ病を進行させていくのではないかとされています。WHO、世界保健機関が、高齢者の生活の質を阻害する疾病を10種類挙げている中にも、難聴が入っており、高齢者の生活に大きく関わっていることがわかります。WHOの統計では、2018年には何らかの対策が必要な全年齢の難聴者は世界で4億6600万人。2030年には6億人。2050年には9億人にもなるとのことで、WHOも難聴対策が喫緊の課題であるという捉え方をしているそうです。WHOの見解では、世界で高齢者の3人に1人が介入を要する難聴で、若者など10億人以上がヘッドホンやイヤホンで大音量で音楽を聞くなど、音楽聴取のために将来の難聴のリスクを負っている。1億人が職場での騒音性難聴、あるいは薬剤性の難聴のリスクがあるとあり、世界的にも大きな問題となっています。また、難聴は微笑みの障害とも呼ばれています。会話をしているのに聞こえない。何回も繰り返し聞こえないと聞き返すのではなく、笑ってごまかしてしまうことから、微笑みの障害と言われています。昨年9月議会の一般質問で、補聴器助成について取り上げたところ、町内外から反響がありました。私の周りにも、大きな声で話さないと伝わらなかったり、テレビの音が外まで聞こえているなど、難聴の方が増えています。そこで、3点質問します。

1点目、難聴の実態をどう認識しているか。

2点目、高齢者の難聴の調査をしているか、また、町の現状はどうか。

3点目、昨年9月以降の町の対応や検討状況はどうか。支援が必要だと考えるがどうか。

続いて2件目は、安心安全のまちづくりについてです。新型コロナウイルス感染症拡大により、自然の中で過ごしたいと、海などのレジャーが人気となっており、海の安全やマナーについて全国的な問題になっています。当町でも海岸沿いでは、週末や連休になると、駐車場はいっぱいで、路上駐車も増えます。また、水上バイクなどの危険な運転や騒音問題、道の駅の駐車場を含め、車中泊の利用者も増え、火気の使用やゴミの不法投棄などの問題もあり、地域住民からの相談も少なくありません。鋸南町安全で安心なまちづくり条例や、安心安全な鋸南町の海水浴場の確保に関する条例等がありますが、地域力を生かした安全のための体制作りの強化が重要だと考えます。そこで、

3点質問します。

1点目、観光客のマナーの問題についてどう認識しているか。

2点目、町として早急に対応しなくてはいけないと考える問題は何か。

3点目、海水浴場の開設期間以外でも、連休など、年間を通じて対応できる対策を検討する必要があると考えるがどうか。以上で1回目の質問を終わります。

○議長（鈴木辰也）

笹生あすか議員の質問について、町長から答弁願います。

白石治和町長。

〔白石治和町長 登壇〕

○町長（白石治和）

笹生あすか議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の「高齢期の聴こえの支援について」お答えをいたします。

ご質問の1点目、「難聴の実態を、どう認識しているか。」についてであります。聴覚障害の原因は大きくわけて先天的なものと後天的なものがあり、先天的な原因としては、妊娠期間中の感染症や内耳にある聴覚を司る感覚器官である蝸牛の奇形を挙げることができます。次に後天的な原因として頻度が高いのは、加齢による聴力機能の衰えです。そのほかにも突発性難聴や脳腫瘍、薬による影響などで内耳や脳の聴覚野の機能が低下し、発症にいたることもあるようです。また、大きな騒音により聴覚障害が生じる可能性や中耳炎や耳垢などが原因となることもあるということです。こういった理由による聴覚機能の低下がいわゆる難聴といわれるものだと思います。その中でも、おそらく加齢により耳が聞こえづらくなってきたという高齢者が一般的におられることは承知しているところでございます。なお、町全体でどの程度難聴の方がおられるのかの把握できてはおりませんが、保健福祉課で現在把握している聴覚障害で身体障害者手帳をお持ちの方は、複合的な障害をお持ちの方も含めて、町全体で25人となっております。

ご質問の2点目、「高齢者の難聴の調査をしているか。また、町の現状はどうか。」についてであります。高齢者の難聴の把握につきましては、特に難聴に特化した調査、訪問等は実施しておりません。「高齢期の聴覚の問題は、難聴によりコミュニケーションが衰えることで社会的に孤立しやすく認知症やうつ病を進行させていくのではないか。」との議員からのご指摘ではございますが、町では、介護予防把握事業といたしまして、年に1回、75歳から79歳の方に基本チェックリストを送付し、ハイリスク高齢者を把握することで、訪問等により介護予防教室や地域活動への参加の声かけを行い、また、介護予防に取り組むことで地域において自主的に活動し、慣れ親しんだ自宅で、生きがいや役割をもって生活できるよう働きかけております。民生委員児童委員さんによる71歳以上の世帯員のみのご家庭への訪問は、コロナ感染症拡大予防に留意しながら実施しておりますが、難聴も含めて相談事等があれば、地域包括支援センターにつないでいただいております。現在のところ、難聴のみの相談は受けていないとのことですが、24人いる委員のうち13人の委員から訪問先の方の耳が聞こえづらく意思の疎通がとりづらい方がいるという報告もあがっ

ているとの事であります。

ご質問の3点目、「昨年9月以降の、町の対応や検討状況はどうか。支援が必要だと考えるがどうか。」についてであります。「難聴が社会的な孤立につながり、認知症やうつ病を進行させていく可能性があるということにつきましては、昨年の9月議会定例会の議員からの一般質問で答弁いたしましたとおり、厚生労働省からも「難聴は認知症の危険因子の一つである」と発表されていることは承知しているところでございます。以降、国や県の動向のほか、近隣自治体の動向も注視してまいりましたが、現段階では、聴覚に障害があり身体障害者手帳をお持ちの方について、補聴器の助成など制度に基づいた支援をしているところであります。今後、町として、まずは高齢者の難聴の実態把握に努めてまいりたいと思います。具体的には、令和4年度から第10期高齢者保健福祉計画、第9期介護保険事業計画の策定に取り組みますが、今年度は基礎調査としてアンケート調査を行っていく中で、調査項目の中に「耳の聞こえに関すること」「補聴器に関すること」を加えたいと考えています。

また、後期高齢者健診での聴力検査について関係機関と協議の上、実施可能か検討してまいりたいと思います。現状の把握に努め、高齢者で身体障害者手帳をお持ちでない方への補聴器の購入費助成制度について引き続き検討してまいりたいと思っております。

2件目の「安心安全のまちづくりについて」お答えいたします。

ご質問の1点目、「観光客のマナーの問題について、どう認識しているか。」についてであります。海での観光客のマナー問題は、水上オートバイに代表されるマリレジャーの騒音や事故、ごみの放置、迷惑駐車など、全国の海岸を有している自治体の共通の課題となっており、近隣自治体でも対応に苦慮している状況で、本町もその例外ではありません。昨年の夏の海水浴シーズンの状況を申しますと、近隣自治体と足並みをそろえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、海水浴場は、不開設とし、同時に海岸付近の駐車場も閉鎖をさせていただきました。その際、路上駐車、バーベキューによるごみの放置などの迷惑行為に対する苦情があったと聞いています。海水浴場は、不開設としましたが、海岸を利用される方が、相当程度来訪されることは、事前に想定されたので、町内5つの浜へのライフセーバーの配置、海水浴場監視による海岸パトロール、職員による巡回、路上駐車防止、ごみの持ち帰りなどの注意喚起のための看板等の設置など、対処したところでもあります。ゴールデンウィーク期間中にも路上駐車など、同様の迷惑行為がみられることから、注意喚起の看板設置、職員による巡回を実施しております。コロナ禍により、屋外でのレジャーの志向も高まり、釣りの需要も伸びており、年間を通じて海岸を利用される方が、一定量見込まれると思われませんが、地域住民への迷惑行為をできるだけ軽減し、利用者もマナーを守り、気持ちよく利用してもらえよう、対策の工夫を求められていると認識しております。

ご質問の2点目の、「町として、早急に対応しなくてはならないと考える問題は何か。」についてであります。諸般の報告にてお伝えいたしましたが、今年度は、町内の5つの海水浴場を、7月23日から8月14日までの23日間、ライフセーバーによる海岸監視とともに、海水浴場監視や職員による巡回も行い、開設する予定であります。引き続き、新型コロナウイルス感染

症への注意も必要な中で、3年ぶりの海水浴場開設となりますが、千葉県が作成している「海水浴場等の運営管理における新型コロナウイルス感染防止のための留意事項」を参考に、可能な範囲での感染症対策を施し、町内外の利用者が、安心、安全な海水浴場の環境を整えることが、必要と考えています。加えて、ホームページやSNSなどを活用し、海岸を利用する観光客へのマナーの周知を繰り返し啓発することも必要と考えています。

ご質問の3点目、「海水浴場の開設期間以外でも連休など、年間を通じて対応できる対策を検討する必要があると考えるがどうか。」についてであります。現在、本町では、安全で安心して海水浴場を利用することができるよう、平成28年3月に「安心・安全な鋸南町の海水浴場の確保に関する条例」を制定しております。この条例により、夏の海水浴場開設期間については、遊泳区域内への水上オートバイ等の乗り入れ、海岸でのバーベキュー行為などの禁止行為の規定により、規制を行っております。また、近隣自治体でも同様の条例を制定しており、夏の海水浴場開設期間については、同様に、規制を行っております。しかしながら、海水浴場開設期間以外の海岸においては、海での行為は、漁業法による禁止行為の規制以外には、法律上の規制はなく、基本的に海の利用は自由であることから、町が条例等を制定し、海での行為を規制するのは難しいと考えております。町としては、地元にも一定の理解を求めるとともに、海や浜の利用者に対し、注意喚起を繰り返し促すことで、できるだけ価値観を共有していくことが、地域資源の有効活用につながり、海を守ることに繋がると考えております。毎年、ゴールデンウィーク期間中や夏の海水浴シーズンは、海岸付近にお住いの町民の皆様から、マリンレジャーについての騒音、ごみの放置、迷惑駐車など、平日、休日に関わらず、様々な迷惑行為への苦情相談が寄せられます。役場では、職員による宿日直体制をとっておりますので、迷惑行為等でお困りの際は、役場までご連絡いただき、職員が状況を確認し、状況によっては、警察、消防など関係機関と連携をしながら、適切に対処してまいります。

以上で、笹生あすか議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

笹生あすか議員、再質問ありますか。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

それでは1件目の再質問をします。今現在の検診などによる子どもから高齢者までの公の聴力検査の現状はどうなっていますか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

それではお答えさせていただきます。出生後間もない時期に赤ちゃんの難聴の有無を発見する検査が行われております。出産後入院中に行う医療機関等が多く、令和3年4月から千葉県、県内全市町村が検査費用の助成を行っております。次に市町村で実施します3歳児健診において検査が実施されます。さらに学校保健安全法に基づき、幼稚園、小学校、中学校、高等学校で聴力検査が行

われております。公で行う聴力検査はここまでになります。その後は、労働安全衛生法により定められているところの事業者が行う雇い入れ時および年1回の定期健康診断で検査が行われております。労働安全衛生法の定期健康診断を受診する機会のない方については自ら人間ドック等を受診する他ないのが現状というところでございます。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問はありますか。笹生議員。

○1番（笹生あすか）

それでは大人になってから学校卒業してから、検査をするっていう場合は、労働安全衛生法で定められた場合ということで、それ以外は人間ドックということなんですが、町の総合検診では聴力検査を実施していないということで、町の総合検診検査の項目は何があるのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

町で行う総合健診の検査項目ですが、国が定めた基準項目に準拠した内容で行っております。医師の診察に尿検査、身体計測、血液検査、血圧測定その他、医師が必要と認めた方には、心電図、眼底検査、貧血検査となっております。あわせまして、肺がん、胃がん、前立腺がん、肝炎ウイルス検診といったがん検診を実施しているところでございます。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

それでは近隣市の総合検診の項目はどうなっているか、もしわかるようでしたら教えてください。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

安房3市1町同様の項目と伺っております。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

今、答弁いただいて、子どもの頃から学生までは定期的に聴力検査を行っているけれども成人してから人は人によっては職場などで検査を受けられるけれども、それ以外の方は自分で何か異常があった場合とか人間ドックだけということで、結局あの答弁で後期高齢者が受診、検診でできるよという御答弁いただいたんですけども、やはり後期高齢者だけではなくて、早期発見、早期治療の観点からも総合健診に40歳から受けられるとかその前のフレッシュ検診もありますけれども、総合検診に聴力検査を導入する必要があると私は考えますがどうでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

町長答弁にもございましたように、まずはですね、後期高齢者健診、来年度以降になりますけども来年、令和5年度以降の後期高齢者健診でですね、検査導入が可能か、総合的な見地からですね、検討して判断してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

予算の問題とかいろいろあると思うので、まず一歩ずつでも、まず後期高齢者がそういうことができるといいなと私も思っています。聞こえの問題っていうのは本人が自覚しづらくって、家族とか身近な人からまず耳が遠いんじゃないとか指摘を受け入れられない方も多いと聞きます。町として現在もあの答弁にあった通り様々なアプローチでの介護予防とか、あとあの社会的に孤立しないように高齢者への支援を行われていますが、あの検査をすることによって客観的に科学的なデータに基づいて、難聴についてご本人やその家族とか周囲の方も知ってということはとても大切だと考えますので、ぜひ導入していただきたいと思います。またこれ、答弁にもありましたけれども、町にどのぐらいその聴こえの支援が必要な人がいるのかっていうのを町としてもデータを掴んでほしいです。あと高齢者への補聴器購入の助成について引き続き検討していくと答弁ありましたけれども、助成制度を導入する自治体も私が9月、昨年9月に一般質問したときよりも少しずつ増えているのでぜひ前向きに検討していただいて、私達も署名活動もしたりだとかしていますけれども町から県や国に助成の要望を予算的なものをしてほしいと思っております。

続いて、あの厚労省が集団補聴システムの普及実態に関する調査研究報告書というものを公表していますが、自治体で導入されている、あのヒアリンググループって言われる、磁気誘導グループっていう集団補助のシステムなどのものについて、町の認識はどうですか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

厚生労働省の報告書、議員がおっしゃいました報告書の中では自治体で導入されている集団補聴システムに関しまして、導入のきっかけということは報告されていますけども、その中では建物の新築、改築、改修、修繕等に合わせてであったり、聴覚特別支援学校などにおいては、学校運営上必要と判断したということだったりということが報告されております。一方現状対応できているためといった理由などで、導入の予定もないという自治体も多くあったようでございます。ヒアリンググループというものですが、一般的には、劇場や講堂、体育館などの床にアンテナ線をあらかじめ敷設もしくは、床上に事前に敷設することで、アンテナ線に囲まれた範囲の難聴者の補聴器や人工内耳に目的の音声だけをクリアに届けることができる設備ということのようですが、町の認識とし

て導入の必要性といった、議論までは現時点ではされておりません。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

ちょっと今、答弁の中で町の導入のことはまだそこまで話が至っていないということで、集団補聴システムの近隣市の導入状況はどうなっているのか、わかるようでしたら教えてください。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

近隣市の状況ですが、安房3市におきましては、導入の実績はないというように確認しております。以上でございます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

この集団補聴システム安房3市はまだ導入してないってことなんですけれども、千葉県内だとこの辺だと君津市が導入しているようで、大きな、そのホールとか、会議場とか劇場とかっていうところで、改装のときに地面にそのループを埋め込んでっていうこともあるんですけれども、携帯型のものがこうあって窓口対応するときに使えるってことで、君津市やいすみ市などもそういうものを使っているということなので、窓口対応で今感染対策で透明のビニールのカーテンをしていたり衝立をしていることがあって、なかなかコミュニケーションが取りにくいっていう声も聞いていますので、ちょっと予算の問題もあるとは思いますが、これこういうなるべく安価でレンタルできるものもあるようですので、もしそういうこれから聴こえの調査をしていって、必要となればそういうことも導入も検討してほしいと思います。聴こえの支援について、日本だけでなく、世界的にはまだまだ遅れていると言われていまして、日本は3月3日が耳の日って言われていますけれども、国際的にもこの3月3日は、国際耳の日ということで、WHOはこの耳の日に合わせて国際的なキャンペーンを行っているそうです。最近は高齢者だけでなくって騒音性の難聴を予防し、することを重視していて聴力はいったん壊れると戻りません、とか、あまり大きな音で音楽を聞くことはやめましょうと特に若者に向けて予防の啓発を行っているそうです。今回の答弁で、町もアンケート調査など前向きな取り組みを検討しているとのことなので町報などで聴こえのセルフチェックというものが、10項目ぐらいよく検索すると出てくるんですけれども、そういうものを載せてみたりだとか、予防も啓発するなど、取り組んでいただけたらなと思っています。これは要望です。

続いて2点目の再質問をします。海以外での観光客のマナーの問題っていうのはどう認識しているのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

はい、観光客のマナー問題につきましては、海岸に限った話ではございません。これは議員ご指摘の通りでございます。公共エリアでのバーベキュー等の行為や、あるいは騒音、ゴミ放置などの迷惑行為これらは年間を通じて苦情が寄せられてきます。町側でも職員で可能な限り対処は行っておりますけれども、残念ながら限界を感じる場面もあるのも事実でございます。海岸線に防犯カメラなどの設置等も検討いたしましたけれども、インフラ整備に関しましては、多額の費用を要します。監視ができたとしても24時間の対応はこちらも不可能でございます。現状の対策といたしましては注意看板の設置、そして観光客への注意喚起の啓発を行い、時には職員が巡回をし、注意を促すといった対処を行っております。ただし、あまりにも目に余るようなケースがございます場合につきましては、町も警察にご協力をいただき、直接取り締まりをお願いする場面もございます。一方で観光客のマナー問題につきましては、地域にとって悩ましい課題ではありますけれども、私どものような観光地につきましては、地域経済の活性化に観光客が欠かせないのもまた事実でございます。地元にも一定の理解を求めるとともに、上手に共存していかなければならない課題と認識しております。以上でございます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

あの今答弁にもありましたけれども、地域の安心安全を守るということは地域住民と一緒にやっていくことが重要です。その中で町長答弁でも、役場に連絡をしてくれという内容のことがあったと思いますが、役場に電話するっていうことが結構ハードルが高いっていう声も届いています。もっと連絡しやすい体制作りが必要なのではと私は考えています。ホームページや町報とかSNSでの広報とともに、公式LINEの方で、例えば不法投棄とか、そういうものに対しての通報のシステムがあるのですが、その活用も必要だと考えますが、どうですか。

○議長（鈴木辰也）

答弁は。はい、総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、公式LINEの通報については、現在議員さんの方から言われてるような問題でも通報をいただけることはできます。ですが公式LINEの場合には写真を撮影してそれで通報するということなので、今議題に挙がっている問題が、事案がですね、この通報に該当するかというのは、若干問題があるかなと思っております。いずれにしても町長答弁でありました通り、役場の方の日直宿直についてはですね、365日と言いますか、全てご連絡いただければ対応できるようになっておまして、そこから担当課、担当課長の方へと連絡が行くようになっていきますので、ハードルといたしまして、少し役場に電話かけるのが、というようなお話ではございましたが、できれば役場の方に

ご連絡をいただいていることをご対応させていただければというふうに思っております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

私もなるべく相談を受けた場合は、ご本人から役場の方に連絡してほしいというのを伝えるんですけど、しづらという場合があったら私からもお電話して声を届けるということをやりたいと思います。

マリンレジャーの事業者、鋸南町にも何軒かあると思うんですけども、そちらの事業者との連携も大切だと考えますが、町と事業者とで何か話し合いとか協力体制などはあるのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

町内にマリンレジャーの事業者がどれだけ存在し、それが組織化されて組合や協議会があるのかということは、把握はできておりません。よって協力体制があるかと申しますとですね、これが築けていないのが現状でございます。また個人レベルでですね、訪れるマリンレジャーのお客様が多い中でですね、事業者としてどのような関わり方ができるのかは判断ができていない状況でございます。マリンレジャーの事業者との連携体制は存在しませんけれども、町では毎年夏期観光シーズンの前にですね、海水浴客の安全と地域環境の保全を目的といたしまして、夏季観光安全対策会議というのを開催しております。夏季観光安全対策本部が設置されまして、議会、区、教育関係、商工会、消防団、そして環境審議会、漁協、警察、消防、学校とそれらの代表者の皆様にお集まりいただきまして、期間中に実施する安全対策等について協議が行われ、連携体制を図っております。ちなみに本年度は7月の7日に開催される予定でございます。加えまして安房地域内でも同様の会議体がございますので、情報共有しながら対策強化を図ってまいりたいと思っております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

はい。漁協などの協力やいろんな各種団体との安全対策本部で協議をするということなので、もしそこにその実際今サップとか流行っていますよね。海の上を移動できるものとか、そういうサップと水上バイクが衝突しそうになって危ないとかそういう声もあって、サップは多分、会社がどこか仲介しているようなものも見受けられますので、もし機会があればそういう事業者ともちょっと連携をとって安全対策をしていただきたいと思いますと思います。海水浴場の条例が今ありますけれども、海水浴場が開設している期間のみ効果があるということなので、大型連休などに特例的にその条例を活用するという事は考えていないのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

はい。町長答弁と重なりますけれども、安全安心な鋸南町の海水浴場の確保に関する条例のことだと思います。海水浴場を設置することが、これは前提となっております。規制をするためには、この設置が前提となるということがまず必要でございます。海水浴場、年内中にですね、相当の期間を設置し、それで規制を行うとするのは、人的にもコスト的にも現実的な選択ではないというふうに考えております。先ほど申しましたけれども、海での行為は漁業法による禁止行為の規制以外には法律上の規制はありませんので、基本的に海の利用は自由ということになっております。海での行為を規制するのは、なかなか慎重にならざるを得ないというのが現状でございます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

観光に来られた方が、鋸南町で快適に、過ごせるようにするっていうことと同時に、何より地域住民の安心安全な生活を守るっていうことが、私は大切だと考えますので、自分たちの住む町を行政と住民とが一緒に住みやすくするためにも、引き続き協力しながら一緒に考えていきたいと思えます。以上で質問を終わります。

○議長（鈴木辰也）

以上で笹生あすか議員の質問を終了します。ここで暫時休憩をし、2時20分から会議を再開します。

…………… 休憩・午後2時09分 ……………
…………… 再開・午後2時20分 ……………

◎3番 竹田 和明

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開します。次に、3番竹田和明議員の質問を許します。3番竹田和明議員。
〔ベルが鳴る〕

○3番（竹田和明）

はい、私は1件の質問をいたします。都市交流施設道の駅保田小および周辺整備事業についてでございます。

都市交流施設周辺整備事業、以下周辺事業と言いますが、これについては道の駅保田小事業、これは以下保田小事業といいます、拡張する事業であります、その事業総額は、保田小事業の総額12億円に周辺事業の総額10億円を上積みするものであります。その結果、令和4年度の歳入歳出予算の総額は49億4000万円と、鋸南町の標準財政規模、これは令和2年度決算で約29億

4000万となっておりますが、これを大きく上回っており、将来町民の負担が増大するというようになります。本町は、県下54市町で財政指数が最下位54位であって、一方、高齢化率は50%、ちょうど50%ぐらいだと思いますが、最高位ということになっています。今回多額の起債を行って両事業を行っていくということなんですが、元金と利息の返済はどのように行っていくのか。また将来発生する多額の維持管理費をどのように賄っていくのか。またその計画について、まだ町からは、議会および町民に対して納得できる説明、数字での説明というのがされていないと思います。そういうことからですね、非常に不安を感じている次第です。

その一方で令和2年度に見直しスタートした鋸南町総合計画には、住民アンケートでの声を反映した多くの施策を掲げており、商工業振興始め、二次交通の充実など、住民が期待しているといえますか、望んでいる施策への予算はほとんどつけられて、今回の予算ではほとんど予算化がされておりません。そこでこれらの疑問について保田小事業と周辺事業に分けて質問したいと思います。まず保田小事業について4点質問いたします。

保田小事業は1点目ですが、保田小事業は、令和元年、令和2年と赤字が続き、平成27年の事業開始してから、令和2年度末までの6年間の営業利益の累計は、わずか400万円にすぎません。利益を増やすため、これまでどのような対策を行ってきたのか。という点です。

2点目ですが、保田小事業から町への分配金も6年間の累計でわずか900万円となっています。これは町が指定管理者に支払った指定管理料の累計3700万円にもおよんでいません。将来の維持管理費の増大への対策を含め、この点、町債の返済はどのように行っていくのか、その計画についてお聞きしたいと思います。

3番目ですが、町民の税金をつきつぎ込んだ町民のための事業であるにもかかわらず、町民への事業報告であるとか、情報公開がほとんどされてこなかったと。これについてはどうしてそうだったのかということについて質問します。あと今後についてもですね、事業報告、情報開示を行われるのかという点を質問したいと思います。

4点目ですけれども、町民の利用者は、今の保田小ですけれども、町民の利用者は少なく、また施設で働く就業者数も、町民は過半数に満たないと。いうことになっていることについてどう考えているのか、本来町民のための施設なのに、なんで町民が過半数、そこで働いている町民が半数にも満たないのかという点です。

大きな2番目として周辺事業、今回拡張を行う周辺事業についての質問です。

まず1点目、これ2点質問しますが、1点目は令和4年度の予算採択時においても、周辺事業に関わる収支計画はできておらず、町の説明では、概算でほぼプラスマイナスゼロとのことでありました。今収支計画は出来上がっているのか。また、収支計画がプラスマイナスゼロであるにもかかわらず、周辺事業に係る町債の返済はどのような計画で行うのか。ということについて質問します。

2番目の質問ですが、町民の声である総合計画の諸施策を、ほぼ棚上げして、保田小事業での成果も出ていない現状で、なぜ周辺事業を優先して、今行う必要があるのかという点について質問します。1回目の質問は以上でございます。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員の質問について、町長から答弁願います。白石治和町長。

〔白石治和町長 登壇〕

○町長（白石治和）

竹田和明議員の一般質問に答弁をいたします。

「都市交流施設道の駅保田小および周辺整備事業について」お答えをいたします。

都市交流施設道の駅保田小学校を計画した背景には、教育施設の統廃合、少子高齢化、町財政への懸念、一次産業の衰退、後継者不足など、町の将来に向けた課題がありました。事業のコンセプトは、廃校というストーリーを上手に活用し、都市と地方の人々が交流する場所を設けることにより、地域を元気にする、町に人と仕事を呼び込み、町民が活躍できるステージを創出をすることにあります。当時、小さな自治体が、全国に先駆けて、廃校活用にチャレンジする姿勢は、域外の有能な民間力を呼び込み、国県をも巻き込み、好循環を作り出し、先駆的な廃校活用のモデルケースとして、国内外から高い評価を受け、現在でも専門誌やメディアに数多く取り上げられております。施設全体の実績ですが、平成27年度の12月から令和3年度までの6年と4カ月間での累計集客数は、レジの通過者数で約160万人、同伴率を3倍として計算をしますと約480万人の方が訪れ、これは、鋸南町の人口が約7千人の680倍に相当します。累計の売り上げ総額は、約32億7千万円、当時の公共投資額の約2.5倍に相当する訳であります。加えて、建設工事等の町内事業者の受注、また施設における雇用の創出など、地域経済への大きな還流成果が図られております。仮に、町が本プロジェクトの決断をしなかった場合、これらの経済活動は生まれてはおりません。「公の施設」としての意義をご理解をして頂ければ幸いです。

ご質問の保田小事業についての1点目、「利益を増やすため、これまでどのような対策を行ってきたか。」についてであります。施設運営に関しては、設立当初から、町、指定管理者、出荷者組合が一体となり、定期的に、連絡調整会議、運営協議会を開催をし、課題を共有しつつ、「公の施設」としてのバランスを考慮しながら、利益の確保のため、より良い施設運営を目指して参りました。単なる利益追求だけを目指す道の駅ではなく、「都市交流施設」として位置付けていたことから、利用者のニーズを把握するための苦情や要望については、連絡調整会議等を中心に円滑な解決や再発防止対策を講ずるよう努め、利用者からのアイデアまた企画は、積極的に取り入れ、お客様とともに、保田小学校を進化させてきたと考えております。施設を訪れるお客様の心にも着実に浸透しているようで、最近のご意見は、ポジティブなものがほとんどです。また、来訪者を楽しませる重要な集客ツールである催事は、シーズンごとに年7回程度開催をされています。観光客向けのイベントであると同時に、町民の皆様が保田小に足を運んで頂き、施設を知ってもらう機会を作りたいという発想でもあります。また、町が主催する「農業祭」や「辰野特産品フェア」などの行事も、保田小での開催に切り替え、施設に町民が足を運んで頂ける機会づくりも積極的に実施してまいりましたが、平成27年12月にオープン以来、平成30年まで集客、収益ともに、順調に推移してきましたが、令和元年の台風災害により、直売所の体育館施設が被災、更に追い打ちをかけるように、

新型コロナウイルス感染症拡大により、首都圏からの集客が激減をし、飲食店も時短営業に追い込まれるなど、先の見えないコロナ禍での厳しい営業を強いられることとなりました。そのような事態の中でも、保田小関係者は、あきらめることなく、創意工夫を重ね、対応していただきました。具体的な一例を申しますと、屋外で食事をしたいお客様のニーズをいち早く捉え、保田小の屋外スペースの広さを生かし、テントなどによる屋外席の増設を行いました。町においても屋外のテーブルや椅子などの環境改善整備を進めてまいりました。結果的に、令和元年度、令和2年度は、当期利益がマイナスに転じましたが、直近の令和3年度にあつては、前半は、引き続きコロナの影響は免れなかったものの、年度後半から回復基調が見え始め、当期利益が黒字転換に至っております。他の道の駅や観光施設の売上が低迷していると聞き及ぶ中、保田小では、2から3割の減少に抑えることができたばかりでなく、令和3年度にあつてはプラス転換しているのは、素晴らしい経営手腕と豊富な業務経験等を有する指定管理者や、テナント事業者、また200名を超える出荷組合員、日々の営業を支えてくれた町内外のスタッフの皆様の地域や施設に対する熱意ある経営努力の成果であると思います。また、定期的な連絡調整会議等を重ね、情報を共有する中で、利用者等のニーズに即応した施設運営に傾注するなど、官民が一体となって取り組んできたことにより、日々進化をした施設運営や環境整備が図られてきたものと判断をしております。

ご質問の保田小事業についての2点目、「将来の維持管理費の増大への対策を含め、この点町債の返済はどのように行っていくのか。」についてであります。施設の維持修繕等は、鋸南町都市交流施設の管理、運営に関する基本協定の中で、本施設の大規模改築、改造、若しくは、修繕、または、新設、増築、若しくは移設に要する費用は、町の財産に限り、原則として町が負担するとされております。施設の老朽化などによる維持管理費につきましては、施設の長寿命化や機能強化に資する事業に係る経費は、地方債の対象となるという事から、地方債の借入など、あらゆる財源の確保について検討してまいります。都市交流施設の建設に伴う地方債の借入は、令和9年度に償還終了予定でございますが、毎年、元利償還金の7割を普通交付税で措置され、滞りなく償還をしております。今後、大規模事業等を計画する際には、財政的な負担軽減の観点から、より有利な補助金や地方債を活用することとし、将来的に町財政の健全化を維持していくため、財政指標の推移を基に、財政負担の標準化に努めてまいります。なお、一般会計における地方債の償還財源は、病院事業や水道事業などとは異なり、事業の収益で返済していくのではなく、一般財源等によって返済を行っております。

ご質問の保田小事業についての3点目の、「町民への事業報告、情報開示がほとんどされてこなかったのはどうしてか。また、今後は、事業報告、情報開示は行われるのか。」についてであります。自治体が出資するいわゆる第三セクターなどで、道の駅の管理運営を行っている場合は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を説明をする書類を作成し、議会に提出しなければならないとされております。保田小の場合は、これに該当してはおりませんが、町民の代表である議員の皆様、全員協議会で、収支状況、年間全体概況などの業務報告を毎年度行ってまいりましたが、町民に向けての公表には至っておりませんでした。道の駅保田小学校に

限らず、町民の皆様のご関心が高く、知りたい情報につきましては、積極的に公表することで、事業の効果が高まっていくものと考えますので、今後は、町報、ホームページ、SNSを通して情報発信に努めてまいります。

ご質問の保田小事業についての4点目、「町民の利用者が少なく、また施設で働く就業者数も町民は過半数に満たないことになっていることについてどう考えているのか。」についてであります。町民の利用者が少ないと議員からのご指摘ですが、もともと観光客の利用者が多い施設でありますので、感覚として、町民の皆様の利用が少ないのではないかというご意見は耳にします。現状を申しますと、レジにて町内者、町外者を区別することができず、町内利用が実際どれだけいるのか、把握することができない状況であります。本施設の開業当初から、町民利用の促進を課題としていましたので、販売品目や提供するサービスの充実、或いは町内向けのイベントなどの開催等、より一層、町民の皆様が施設に足を運んで頂けるように取り組んでまいります。また、施設で働く雇用者数については、平成27年度から令和3年度の7年間の指定管理者及び、テナントを含めた平均雇用者数は、53名程度あり、うち町内雇用者数は26名程度、町内割合は49%程度で、ほぼ横ばいの状況であります。町といたしましても多くの町民の皆様が、保田小で働いて頂けるのであればそれにこしたことはありませんが、募集などをした結果であり、現状では町外からの労働力に依存せざるをえない状況にもあります。町内者の雇用につきましては、指定管理者も十分に意識をしているところではありますが、引き続き比率を増加させるよう努めてまいります。

ご質問の周辺事業についての1点目、「周辺事業に係る収支計画はできておらず、「概算でほぼプラスマイナスゼロ」とのことであったが、収支計画は出来上がっているのか。また、収支がプラスマイナスゼロであるにもかかわらず、周辺事業に係る町債の返済はどのような計画で行うのか。」についてであります。議員ご指摘の『概算でほぼプラスマイナスゼロとのことであった』というのは、3月7日の予算特別委員会の中で、総務企画課長からの答弁内容だと思われませんが、基本設計が固まり、全体での収益を整えていくと前置きをさせていただいた中で、基本設計前の令和2年7月に纏めた基本計画の収支計画について、回答させていただきました。そこでは、収支はほぼ均衡、公園等の管理として200万円程度が必要と説明させていただき、更に、計画変更に伴い、増額となることが想定されると申し添えていました。3つのテナント候補者が決定をし、テナント事業者の収支計画も提出されておりますので、指定管理者候補の共立メンテナンスと施設整備後の収支計画について、試算、協議を進めているところであります。地方債の返済は、保田小事業についての2点目で答弁したとおり、事業毎の収支で返済していくのではなく、一般財源等により、返済していくこととなり、償還方法は、3年据置の9年償還で、令和17年度に償還終了予定でございます。毎年、元利償還金の7割を普通交付税で措置をされる予定で、据置期間後の元利償還に係る実質的な町の負担額は、年間約2400万円程度になる見込みとなっております。

ご質問の周辺事業についての2点目、「町民の声である総合計画の諸施策をほぼ棚上げをし、保

田小事業での成果も出ていない現状で、なぜ周辺事業を優先して行う必要があるのか。」についてですが、本町の総合計画は、「基本構想」が10年間、前5年間の基本計画で構成されており、基本計画に掲げた施策の推進は、鋸南町過疎地域持続的発展計画によって定め、参考資料に、令和3年度から令和7年度までに取り組む事業について記載しております。当然のことながら、全ての事業を計画どおり実施できればよいのですが、中長期的に取り組む事業もあり、事業化に向けて、検討は行ってはいるものの、様々な要因により、事業に着手できていないものもございます。また、限られた財源の中で取捨選択していく必要がございますが、ほぼ、棚上げをしているようなことはありません。優先しているのご指摘の都市交流施設周辺整備事業ではありますが、総合計画において、観光客の増加による地域の賑わいの増加を目指すため、観光振興の核となる拠点と位置付けております。また、総合戦略においても、「稼ぐ地域をつくり、雇用を創出する」、更には「本町への新しい人の流れをつくる」とする2つの基本目標を達成するための柱となる施設であります。現状においても、本町に訪れる来訪者の多くが立ち寄る施設であり、町の雇用の創出、主要産業である農産物などの販路として大きな成果を上げています。この施設について、不足している機能を補完をし、更に新たな集客のための機能を拡張することは、将来を見据えた産業振興や移住定住施策の観点から最優先で取り組むべき事業であると強く認識をし、事業を進めてまいりました。本事業で計画している高速バスの乗入れについても、町民の皆様からの強い要望もあり、地域と都市が繋がることによる利便性の向上や移住定住施策の一環として、町のポテンシャルを高める重要な機能であり、早期の取り組みが求められております。道の駅保田小学校を建設する際、様々な場面で繰り返し申し上げてまいりましたが、町行政が環境の整備を図り、そのステージで町民の皆様が存分に利活用をしていただく、活躍していただく、このことは今回の周辺整備事業においても、変わらぬコンセプトでございます。財政規模の小さな本町においては、今回の大規模な事業に着手するにあたっては、町民サービスの水準を低下させることのないよう努める一方、新たな事業については財政負担の平準化の観点から一部先送りすることもやむを得ない判断であると考えております。

以上で、竹田和明議員の一般質問に対する答弁といたします。以上であります。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員、再質問はありますか。竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

はい。今、答弁をお聞きしてですね、私には説明が全くわからないというか、その役場の考え方や町民の一般の考え方とですね、だいぶ差があるんじゃないかっていうのを感じます。答弁がかみ合っていないというふうに私は思いました。まずこの保田小事業についてですね、PDCAというのは回っているのか。事業の反省点というのがですね、全く述べられていないんですね。反省をしなければ、事業の改善発展というのは望めないわけですね。どういう問題があって、それについてですね、どう判断して、どういうことに取り組んで、その結果がどうだったか、そういったプロセス、判断のプロセスについてですね、ちゃんと説明をしていただかないと町民とし

ても議会としてもですね、全く理解ができないんじゃないかと思うんですね。私も民間の会社におりましたけれども、この事業報告っていうのは当然民間の会社では3ヶ月に1度程度ですね取締役会が行われて、担当の取締役が説明してですね、いろんな質問を受けるわけですね。その時には今言ったような、何ができなかったのか。できたことはいいんですよ。それも話してもいいんですけども、何が課題でそれについてどう取り組んだのか。それをちゃんと明確にしてもらわないとですね、本当に事業として、これは任せていいのかどうかっていうのがわからないと思うんですね。当然民間の会社であれば、1年に1回株主総会があって、この場ですね、今のような答弁だったら、大変な騒ぎになると思いますね。というのは、予算も達成できていない、それから、2期連続赤字だった、それについて今の町長の答弁は、予想は5割も売上げを落としているじゃないかと。うちは3割減で済んだんだと、それは素晴らしいことだ、確かにですね、協力してくれている関係者、指定管理者もそうですし、関係者スタッフもそうですし、役場の職員についてもそうだと思います。いろいろ精一杯取り組んでいただいて、この台風、それからコロナ禍においてもですね、本当に忙しい中で、熱意を持って取り組んでくれたと思っています。だけど、これはあの事業なわけですね。ほとんどが都市部からやってくる観光客のお客さんで、町民がですね、公共施設として利用してるというのはほんのわずかだと思うんですよ。要するに、この480万人、累計で480万人がですね、来場され、来られたっていうことなんですけれども、町民7000人の何倍とかっていう話、680倍ですか、という話がありましたけど、この680倍にどういう意味があるのか。要するに、ほとんどがですね、町外のお客様向けの、いわゆる事業なわけですよ。その事業であるにもかかわらず、利益は出ませんでしたと、計画も達成できませんでしたと。これはいったい誰に責任があるのか、その責任者は誰なんでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

答弁、答弁は。はい、内田副町長。

○副町長（内田正司）

町が設置した施設で、その指定管理で運営を行っていただいているということですので、究極的な責任はその町にあると思います。ただその中で指定管理を受けてくれた業者が指定管理の基本計画の中、契約の中でですね、事業をしているということでございます。それで条件的には、例えばその、指定管理料は初期に4000万払いましたが、それだけですね、それ以降でその運営する中で利益が出た場合の配分規定を決めてありまして、それで2割4割4割という形で、町に利益が出た場合には歳入されるということでございます。それで事業そのものの目的につきましては、町長から答弁がありました通り、その交流人口の増加を目指して、実績的に年間60万程の交流人口がある。また施設の売上げについても、5から6億の売上げがあるということは、またその地域ですね、雇用も含めて、あるいは生産者組合の販売実績が1億ほどにもなったという、その地域の中での経済においても非常に効果のあるものと考えておりますので、私どもとしては2期赤字になりましたけれども、方法、その事業の当初の設置の目的としては、十分に達成しているものと、判断をしております。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

町の責任だということですね。指定管理者ではなくて町の責任なんだと、いうことで今答弁があったというふうに理解します。で、この赤字ということについて、それでもこれで目的は達成したんだっていう今の副町長の答弁ですけれども、本当にそれでいいんですかっていうことを私は言いたいと思います。これ今回の周辺整備事業の町債の返済が終わるのが、令和17年度ということですね。この令和17年度に果たして、町民の人数、人口はですね、何人になっているのか、その辺はちゃんと計画に入っているんでしょうか。それを質問したいと思います。

○議長（鈴木辰也）

答弁は、総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、人数をとということでございますけれども、そういったことでの推計はされておられません。私ども実質公債費比率の負担の将来推計ということで現状の率をどう変化していくかということでその推移を把握しているところでございます。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

えーとですね、国立社会保障人口問題研究所の推定値、これが令和17年度にどうなるかっていうのが出ております。これが4756人なんです。今7000人っていう話ありましたけれども、この7000人から見ると35%減ってしまうんですね。35%の人口が、この償還がまだ続いている中でも減ってしまうと。鋸南町の税収のですね、一番大きいのは、地方交付税ですけども、今20億あります。町税は7億ということですね。でも人口が減ればですね、この税収だって大幅に減ってくるじゃないですか。地方交付税だって頭割りということであれば、かなりこれは目減りしますし、町税もですね、今後減って、増えることはどうなのかなっていうふうに思いますけれども、この税収、特にですね、自主財源の増加を図るための取り組みっていうのは何かやっているんでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、今の地方交付税と町税の関係ですけども、こちらについては当然国の方が地方財政計画に基づきまして町税といわゆる地方交付税のバランスということなので、それについては、人口の減少と共にですね、数字が当然町税が減ってくれば、その分地方交付税の方が増えるというようなことでございます。それが減少、今横ばいになるということは申し上げられませんが、そういった国の地方財政計画に基づいたものでございます。ご質問の自主財源ということで申し

上げますと、やはり今一番自主財源で確保できるということになりますと、ふるさと納税の取り組みになると思います。こちらも鋸南町の場合にはそのふるさと納税の額も伸び悩んでおりますけども、今回新たに事業者を選定させていただいて、納税の製品の確保、それから、情報発信ということで、昨年度から取り組んでおりますので、そういった取り組みによって実際、自主財源の確保に拡大といいますか、できればというふうに思っておるところでございます。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

はい。ふるさと納税についてはですね、台風災害があったときは確かに4000万ぐらいにはなりましたよね。でも今2000万ぐらいですかね。これが本当に町税だとかですね、地方交付税に取って代わる、いわゆる自主財源に、代替的な自主財源になるかっていうとですね、今のやり方じゃ無理だと思うんですね。もっと革新的に何か本当に取り組みを行っているのであれば、そういった可能性もあるかもしれませんけど、今の現状でですね、そういったものが期待できるのかというものはあると思います。それともう一つ、今の町長の答弁で信じられないと思ったのはですね、この地方自治体の説明責任ということなんですね。要するに、第3セクターじゃないから、説明する必要はないんだと、いう説明があったわけですよ。町民にも議会にもですね。そういった議会に対しては概況報告だけでいいんだと、町民に対しては説明すら必要ないんだと、いう説明があったわけですがけれども、だけど、この道の駅保田小の施設というのは、これは誰の施設なのか、これは主権者たる町民の施設なわけですよ、ね。町民の税金を使って建てた施設だと、将来も税金を使って返済をしていくわけじゃないですか。それなのに、その主権者たる町民に対してですね、毎年の情報開示、決算報告すらしていないと、計画も示されていないと、その実績がどうだったかっていうことも示されていないし、今の課題は何なのか、それについてどういう取り組みをしているのかっていうこともですね、一切述べられていなくて、それはもうそれでいいんだとそんな必要ないんだと、そんな説明ありますか。この地方自治体の説明責任、アカウンタビリティということですよ。全くその説明もしないで、それでいいのかということ私には聞いているわけですが、そのことをについてはどうなんでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

ご説明の中で、町長答弁の中で説明したのは、その第3セクターというふうに入れましたけれども、前回竹田議員からも御指摘があって、私達も直さなければいけないという思いは一緒ですので、別に隠していたわけではなく、公開を今後していきますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

隠していたんじゃないかっていうようなことを言っているわけじゃないんです。公開する必要性が当然あるんじゃないかと。だからその説明責任というのを、町がこの事業の責任者であれば、その町がですね、主権者に対して説明する責任、毎年説明する、毎年その指定管理者からは事業報告上がってくるわけですから、その事業報告を主権者たる町民に、毎年開示する必要があったのにやっていたなかったというのは、責任を果たしていなかったってことじゃないのかと、いうことを聞いているわけです。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

私共といたしましては、議会の代表であります議員の皆様にお知らせしたということで、それを過ぎてしまったという現実もあると思います。今後、それを訂正し、公表していくというお話をしておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

当然それはだから町民に対してですね、そういった情報公開は、これはもう必須ですから、適宜、適宜というのは、ちゃんとその町に情報が入ってきたら、それは町の情報じゃなくて町民の情報ですからね。ちゃんと町民に情報公開するように、それをやっていただきたいと思います。

ですね、さっき答弁、一般質問の中で、この保田小が、最近は通過点ではなくて目的地化しているという話があったと思います。それは根拠は何なのかっていうことがよくわからないですね。っていうのは、客単価ということなんですけど、今まで累計の売上が32億7000万ですか、あったってということなんですけれども、32億7000万をですね、累計の、累計の納入客数480万人ということなんですけれども、割り返すと客単価が出てくるわけです。この客単価に入客数を掛けたのが売上ですから、売り上げが未達ということはですね、480万か680倍かわからないですけど、結局計画に達していないということじゃないですか。で、この売上が達成できなかったのは、客単価なのか、入場者数なのか、来客数なのか両方増えればいいんですけども、この客単価の管理について、今、客単価がどうなっているかっていうことについては、承知しているんでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

すいません、ちょっと正確な数字までは今持っておりませんが、大体あの1500円程度と認識しております。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

はい。今ですね、何人で割り返すかにもよると思うんですね。だけどこの客単価を出すときにだけですね、レジ通過人数で割り返すっていうのは、そりゃおかしいんじゃないかと、480万人来ているわけですから、480万人で割り返せば、1人当たり、これ平均で出すとですね、大体620円程度ですね。さっき答弁であった、その累計の売上32億7000万っていうのはどういう数字なのか、私はちょっとよくわかりませんでした。っていうのは、概況報告でもらっている数字とですね、それはだから令和3年度分と平成27年から令和2年の分と合計するとですね、違う数字になっているんですね。27億3100万です。私が計算したのは。だからさっきの答弁で32億7000万というのは、どっからきた数字なのかよくわかりませんが、税込なのか税抜きなのかで違いはあるにしてもですね、私のこの27億3100万、10%消費税を入れたとしても、30億飛び飛び400万なんですね。そうすると、この30億飛び飛び400万を480万人で割るとですね、626円です。令和2年の客単価はどうだったか、これは令和2年の単年で見ると、613円ですね。令和3年で見ると632円と、大きく変わってないわけですよ、客単価が。これだけお客さんが来たけど、ワンコインしか使われていないと。ただその客単価を上げるための取り組みっていうのがどういうことをやっているのか。客単価が上がらない限りですね、本当にこの保田小が目的地化しているっていうのは言えないと思います。客単価を上げるための取り組みはどういうことをやっているんでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

まず先ほどの32億の根拠ですけれども、竹田議員さんの方にお渡しいたしました一覧表でいきますと、年間売上、指定管理者、プラス、テナント分の合計金額、この累計が32億7000万というふうに出てくると思います。ちょっと後ほど試算してください。それと、客単価の話ですけれども、施設全体、例えば指定管理者の計画でいくと大体1500円。あと、テナント等がございますので、ちょっとその辺の数字までは私ども把握しておりませんが、全体数字でいくと、報告を受けておりますので先ほどの32億というのが出てきたんですけれども、例えばおっしゃる通り使わない人もいらっしゃるかもしれません。全体のそのレジ通過で割らないと正確な数字が出ないので、客単価をそれで割っているというだけなので、全体の60、今年で言うと67万人に対する客単価という計算が正しいのか自体はちょっと判断しかねるところでございます。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

テナントを入れるのか入れないのかでも違いが出てくると思いますので、そこは後で検証したいと思いますけれども、いずれにしても、その客単価を上げるためのその取り組みというのは何を行っているのか。そこについてはどうなんでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

町長答弁を繰り返しになってしまうところがありますけれども、先ほどちょっと抜けてしまっでごめんなさい。催事関係も力を入れているということを申し上げました。そもそも保田小で事業を行っていて来るお客さんだけに売上だけを、来るお客さんで売り上げを伸ばすということもありますけれども、催事を5月8月10月11月12月1月3月ということで開催し、町内の売上とともに、観光客の誘客も行っております。もっと大事なのは指定管理者自体が、客単価を上げるだけではなくて、元々コストバランスも考えながら、そのコントロールをしているっていうのも大きいと思います。売り上げに関しては、以上でございます。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

コストコントロールと売上とは全く別もんだと思うんですね。売上っていうのは入客数掛ける客単価ですから、コストとは別のものであって、売り上げ、入客数を増やすためにも施策が必要だし、それから客単価を上げるためにも施策が必要だという中で、私もそんなに詳しい数字もらっているわけじゃないわけですよ、概況の数字しかもらってないわけですから。だから、本当にそのしっかりマネジメントができていいのか、町がですね、というのは、この10億円も新しく投資するというですね、町民、将来の町民にとってはものすごい負担になるプロジェクトなわけですから。今もう既に12億も出しているわけですから。これがうまくいかなかったから、すいませんじゃ済まない問題なんですね。でね、この、要は事業は他の事業と比べてもものすごく重要な事業であって、何しろ金額が馬鹿でかいわけですから、失敗しました、すいませんでしたじゃ、将来のですね、町民に対して説明がつかないわけですよ。だからしっかりマネジメントしてもらわなければいけないのに、客単価を上げるための取り組みが何かっていうのもよくわからないし、コストと客単価がごっちゃになっていたりですね、そういうことじゃ全くその説明になってないと思うんですけど。

○議長（鈴木辰也）

いいですか。はい。内田副町長。

○副町長（内田正司）

はい。それではちょっと私の方から答弁させていただきたいと思いますけども、まず私の方も、と言いますか、町の方が共立の方からですね、事業報告を受けている中で、その客単価と言われ

るところは共立さんが直営でやっている直売所、里山食堂、宿泊、あと温泉利用、その後はテナント利用料というようなところから割り返して、まあ1600円とかいう数字になっております。従いましてあとレジ通過者の60万人の来訪とかってというのは便宜的にどのくらいのお客さんが来ているかということ、数字的に示すのに一つの基準といいますか、考え方として、レジ通過者の3倍でもって来客、来訪者数という位置づけです。ですから、その仮に20万来て、3倍で60万の来訪者が、施設に来訪がありましたって言うても60万の方が全て買い物するわけでありませぬので、客単価のところについては共立さんが管理する中でレジ通過者等から試算したものでございます。

それでその客単価を上げるのに、どのような努力をしているかということ、すれば当然直売所においては共立さんの方に置いた保田小のオリジナルのお土産品ですとか、あるいは当然生産者組合の方々という品物の出荷するものの協議とか、あるいはテナントにおいてはそれぞれメニューの開発とか、努力をしているところが、その客単価に反映するものだと理解しております。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

客単価を上げるための取り組みが何が必要なのかは、また別途説明をしてもらいたいと思います。あんまり時間がないので。私が聞きたいのは、まずその公の施設ということが、何度も答弁にも出てくるんですけども、公の施設だから、町の施工業者に効果が、その売上効果があるとかですね、ないしはその施設で働いているその就業者に賃金が払われて、その町の経済効果があるとか、あとは生産者組合で持ち寄った農業生産物がですね、買われることで経済効果があるという話ですけども、ただそれは公の施設じゃなくたって、民間の施設だって同じじゃないんですか。要は民間の施設であってもですね、そこに来て、何ですか、働く人もいるし、そこに野菜を持ち込む人もいるし、それからですね、さっき言った工業者にしたら、安ければそこに頼むわけですから、今の保田小の事業を見るとですね、確かに利益だけじゃない施設もあるわけですね。音楽室であるとか、あとは家庭科室であるとか、ギャラリーであるとかですね。ただ見てみると、そんなに使われてないですよ。要は公共の施設について、町民がもうなんていうか毎日のように利用している状況ではなくて、ほとんど何か、何をやっているかわからないようなですね、ことになっている。だから実質は、この保田小の事業は営利目的で、しかも町民向けではなくてですね、観光客向けの、要は道の駅、要は販売、商品販売するための施設であるという位置づけだと思うんですけども、そういった意味での公共の施設というのをどのように捉えているのかを聞きたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。公の施設と、町長答弁でもありましたけども、そもそも道の駅の、いわゆる国交省が進

めているその駐車場、それからトイレ観光案内等々については、公共のサービスだというふうに私どもも思っております。それから生産者が売り場をとということで、これも保田小が建設する前は、町外へとお持ちになっていらっしやって、またご自分で作ったものが値をつけて、思うように売れないというようなこともありましたし、そういった意味ではそういう売り場を作るというのは、我々公共のサービスとしてですね、作ったということでいわゆる地場産業、農業振興に関わる施設として取り組んでまいりましたので、そういった意味で公の施設ということだというふうに思っております。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明委員。

○3番（竹田和明）

今、農業生産、販売先っていう話ありましたけれども、じゃあ、町のその農業生産高の何割が保田小で売られているかということですね。何%なのか。これもあんまり時間ありませんから言いますけれども、町のその農業生産高っていうのは大体13億ですね。そのうちの今年でいえば、8000万とかですね、ということなので割合はわかると思います。要はほんの一部しか売られていなくて、生産者からすれば別に民間のそういった道の駅でもいいわけですよ。申込先は近い方がそりゃいいかもしれないですけど、それと、ここで働いている人が50%を割ったというのは私はすごく問題だと思っていて、これは令和2年までは58人いたのがですね、今23じゃない、町で働いている町のその就業者が28人いたのが、今23人になっているんですね。要は5人減ってしまったと大きく減っていますよね。令和3年から23人になって大きく減っているということで、50%を割ってしまったと。1人当たりの賃金いくらなのか、それ個別にはわかりませんが、これは人件費を就業者数で割ればですね、1人当たり出てくるんですけど、大体150万ですね、これは会社が負担する社会保険料、法定福利費も入っていますから、実際本人に行くのはですね、月10万ぐらいですね。だから10万で本当に就労先としてですね、安定して、安定した職場と言えるのか、私はそうは思いません。で、町はですね、今、遠く67キロ以上離れたところに仕事に行っている人にはですね、通勤補助を出している、通勤助成を出しているわけですね。年間10万円ってことなんですけど。これは新たにそういう通勤をすることになった人じゃなくて、元々そうやって通勤していた人に10万円払っているわけですけども、何で町でですね、町の施設で働いている人にそういった助成を行わないのか、私はちょっとバランスが欠けていると思います。それしか、言ってみたらそれだけで生活ができるような賃金になっていない、だけど町を何とかしようと思っで働いている人たちに対して、ちょっともう少し何とかやる方法がないのかっていうところを質問したいんです。あんまり時間ないんですけど。

○議長（鈴木辰也）

答弁。内田副町長。

○副町長（内田正司）

ご指摘ご質問ですけども、個人のもので、給料を補填するような施策というのは町としては今の

段階で取りづらいかたと正直思っております。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

最後ですけれども、時間がないので、総合計画について1点だけですね、この総合計画っていうのは町の最上位計画なわけですね。その高速バスの停留所を作ってくれっていう声が多いという話、答弁がありましたけれども、町民アンケート、令和2年の町民アンケートではですね、そういった声の中にはありますよ、自由意見としてありましたけれども、そんなに多くありません。むしろですね、町内の二次交通を何とかしてもらいたいと、お年寄りが買い物だとか病院に行けなくて困っているという話がありましたけれども、それなのに何で今保田小のこの拡張事業をやらなければいけないのかを質問します。

[ベルが鳴る]

○町長（白石治和）

今の竹田議員の質問であります、くどうようであります、あの施設がなかったら、経済はないわけです。あの施設があるからこそ、竹田議員も質問ができるし、そしてお金も動くしっていうことですから、そういう意味ではですね、やっぱり我々は地域として、必要な施設だろう、施設であるとそう思っておりますので、これからもお引き続きですね、よろしく願いをいたしたいとそう思うところであります。以上です。

○議長（鈴木辰也）

以上で竹田和明議員の質問を終了します。ここで暫時休憩をします。午後3時から会議を再開いたします。すいません、3時30分から会議を再開します。

…………… 休憩・午後3時22分 ……………
…………… 再開・午後3時30分 ……………

◎発議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第5、発議案第1号、国における2023年度教育予算拡充に関する意見書（案）についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

提出者、7番、渡邊信廣議員。

渡邊信廣議員。

[7番 渡邊信廣 登壇]

○7番（渡邊信廣）

それでは、発議案第1号、国における2023年度教育予算拡充に関する意見書(案)については、私の他4名の総務常任委員の賛成を得ましたので、提出をいたしました。意見書(案)の朗読をもって、趣旨説明といたします。

国における2023年度教育予算拡充に関する意見書(案)。教育は、憲法、子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は、いじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差、子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。一方、国際化、高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。千葉県および県内各市町村においても、1人1人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性を育成を目指していく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。そこで以下の項目を中心に、2023年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

一つ、災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること。

一つ、少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定実現すること。

一つ、保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償化制度を堅持すること。

一つ、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。

一つ、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境条件を整備すること。

一つ、安全安心で、個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や洋式、多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

一つ、感染症に伴う臨時休校等の様々な措置により、児童生徒が健康面学習面で不安やストレスを感じることはないよう、財政措置を講じること。

など、国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上であります。意見書は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に提出を予定しております。議員各位のご理解とご賛同をお願いいたしまして、私の説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（鈴木辰也）

日程第6、発議案第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

提出者、7番渡邊信廣議員。渡邊信廣議員。

〔7番 渡邊信廣 登壇〕

○7番（渡邊信廣）

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）については、私の他4名の総務常任委員の賛成を得ましたので、提出いたしました。

意見書（案）の朗読をもって趣旨説明といたします。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）。義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的地理的な条件や、居住地のいかんに関わらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の指導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図の元に、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に

大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。よって国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上であります。意見書は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に提出を予定しております。議員各位の御理解とご賛同をお願いいたしまして、私の説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「原案賛成」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（鈴木辰也）

日程第7、議案第1号、鋸南町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。税務住民課長。

〔税務住民課長 石井肇 登壇〕

○税務住民課長（石井肇）

議案第1号、鋸南町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条

例の制定についてご説明いたします。

令和4年3月31日に公布され、本年4月1日に施行された租税特別措置法および同法施行令の一部改正により、鋸南町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例改正をお願いするものでございます。

改正の主な内容は、引用法令の改正に伴い、条文を改めるものでございます。

それでは新旧対照表によりご説明いたします。課税免除の規定である第2条中、引用法令である租税特別措置法の改正により、第12条第3項を第12条第4項に、第45条第2項を第45条第3項に改め、租税特別措置法施行令の改正により、第28条の9第10項を第28条の9第10項第1号に改めるものであります。

なお本条例は公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（鈴木辰也）

日程第8、議案第2号、鋸南町過疎地域自立促進特別事業基金条例の廃止についてを議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

[総務企画課長 平野幸男 登壇]

○総務企画課長（平野幸男）

議案第2号、鋸南町過疎地域自立促進特別事業基金条例の廃止についてご説明いたします。本条例は、過疎地域自立促進特別事業の財源に充てるため、基金を設置したもので、平成23年3月7日に公布施行いたしました。令和3年度の充当を以って基金の残高がなくなり、新たに基金を積み立てる状況にはないことから、本条例を廃止するものでございます。

本条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野幸男）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野幸男）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（平野幸男）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（鈴木辰也）

日程第9、議案第3号、工事請負契約の締結について(都市交流施設周辺整備事業)を議題といたします。

総務企画課長より、議案の説明を求めます。

総務企画課長。

[総務企画課長 平野幸男 登壇]

○総務企画課長（平野幸男）

議案第3号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

工事請負契約を締結しようとする工事は、都市交流施設周辺整備工事であります。去る5月10日、事後審査型制限付き一般競争入札方式により入札を執行した結果、落札された住所、千葉県安房郡鋸南町下佐久間855番地、氏名、東海建設株式会社鋸南支店支店長、平田英雄と、工事請負契約を締結しようとするものでございます。

契約金額が6億8750万円であり、予定価格が5000万以上でありますので、議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものであります。以上で議案第3号の説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

3番、竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

私は反対の立場から討論を行います。まず先ほどのですね、一般質問でも質問しましたけれども、本件につきましては未だ議会に対してですね、収支報告であるとか、それから事業計画であるとか、収支計画、事業計画ですね、そういったものが全く、全くというか、概況というのはありましたけれども、ほとんど示されていないと。町民にとって見たら、当然議会はですね、そういった資料に基づいて検討しているというふうに考えていると思います。それをですね、検討しないでただ賛成をしてしまうというのは、これは町民の信託に応えていないということになりますので、そういった理由から私は反対をしたいと思いますが、この内容についてはですね、事業者も、町民であるということだとか、金額の是非につきましてもですね、数字を検証、検討してみないとよくわかりませんので、反対賛成ということではなく、むしろその判断がつかないので、反対せざるを得ないということで私の答弁を終了いたします。

○議長（鈴木辰也）

他に討論はありますか。渡邊議員、賛成反対、はい。はい。

賛成の討論の議員はいらっしゃいますか。

はい。それでは7番、渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

私は、本工事請負契約の締結については、反対の立場で討論をいたします。都市交流施設周辺整備事業工事に関わる高速バスの乗り入れは、当初から要望しておりましたけれども、本計画における公園や駐車場内、これは今回80台程度の駐車場が整備されるということでございますけれども、その奥の奥まで高速バスを乗り入れることは、タイムロスはもちろん、公園の利用者や、観光客の安全確保に支障をきたすと同時に、道の駅利用者にとって、例えば、道の駅富楽里の高速バス駐車場の状況を見ればわかる通り、道の駅利用者の有効活用、または、費用対効果に、支障が出ると、このように思っているところであります。昨年12月の一般質問においても、9億円を超える大規模事業であり、目的別にエリアを分けることが重要であることから、案として県道に隣接した旧校門付近の未利用地を活用することが、今後のバス需要に対し、重要だと申し上げてまいりました。

しかし、計画の見直しはなく、高速バスの乗り入れは当面、渋谷駅8本、それから東京新宿行きは1時間に1本程度のことですが、現状でのバスの需要、そして分譲を受け、運行状況から見れば、他に羽田横浜や、千葉行き、これは南総里見号の乗り入れも、非常に重要だと、このように思っております。さらに、亀田病院行きの金谷線や、循環バスのバス停としての活用も重要であると、このように考えております。いずれにしても、将来に向けて、安全性の確保や費用対効果、また利便性の向上に努めることが、将来を見据えた計画であり、それが町としてのランドマーク、交流拠点の充実に、繋がることだと私は思っております。しかしながら、見直しもなく、また今現在検討試算するというようなことでしたけれども、指定管理料もいまだに示されておられません。そういうことから、本工事契約については反対をいたします。

○議長（鈴木辰也）

他に討論はありませんか。

11番、笹生正己議員。

○11番（笹生正己）

私は、先ほど手を挙げて言うべきだったんでしょうけど、賛成の立場から、討論いたします。私この予算が通るとき、反対しました。町のため、町民のためというよりも町長のために、賛成多数になったと私ちょっとその時感じたんですけど、本当かどうか失礼な点があったらお許し願いたいんですけど。賛成多数で、この予算は通りました。この工事請負契約に関しては、私はもう予算が通ったものであるんで、賛成させていただきます。

○議長（鈴木辰也）

他に討論はありませんか。

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成する議員の挙手を求めます。

[挙手 多数]

○議長（鈴木辰也）

挙手多数。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（鈴木辰也）

日程第10、議案第4号、工事請負契約の締結について(防災行政無線親卓設備更新工事)を議題といたします。

総務企画課長より、議案の説明を求めます。

総務企画課長。

[総務企画課長 平野幸男 登壇]

○総務企画課長（平野幸男）

議案第4号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。工事請負契約を締結しようとする工事は、防災行政無線親卓設備更新工事であります。去る5月9日、事後審査型制限付き一般競争入札方式により、入札を執行した結果落札された、住所、千葉県千葉市中央区都町6丁目21番5号、氏名、スイス通信システム株式会社、代表取締役平野恒次と工事請負契約を締結しようとするものでございます。契約金額は1億1550万円であり、予定価格が5000万以上でありますので、議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。以上で議案第4号の説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成する議員の挙手を求めます。

[挙手 全員]

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（鈴木辰也）

日程第11、議案第5号、令和4年度鋸南町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

[総務企画課長 平野幸男 登壇]

○総務企画課長（平野幸男）

議案第5号、令和4年度、鋸南町一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。本補正予算は、歳入歳出それぞれ5071万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億9293万1000円とするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、9ページをお願いいたします。2款総務費、1項1目一般管理費、10節、消耗品費67万8000円、およびその下の17節中アルコールチェッカー108万9000円は、道路交通法施行令の一部改正により、本年10月から義務付けとなります、酒気帯び運転の、酒気帯びの有無の確認および記録の保存を行うために購入しようとするもので、本項目では、複数人に対応できる置き型5台を想定しています。またその上10節、消耗品については、携帯型20台および付属品の購入費用を計上しております。9目情報化推進費、12節委託料中、最下段、デジタル化診断業務委託、55万円は組織内のデジタル化に向け、庁内業務の可視化を図るため業務のデジタル化診断を委託するための費用の計上でございます。同じ節の最上段、ネットワーク機器設定業務委託88万円から、行政手続オンライン化システム導入委託448万円、同ネットワーク機器保守委託3万9000円。13節、申請管理システム使用料5万円、17節、行政手続オンライン化ネットワーク機器330万円。合わせて874万9000円は、子育て関係や介護関係など26の手続きに関しマイナポータルからマイナンバーカードを用いて、オンライン手続きを可能とするための費用でございます。国からの通知に基づきまして、令和5年3月31日までに、全ての自治体でオンライン手続きを可能とすることを、目的としたものでございます。3項1目、戸籍住民基本台帳費26万2000円は、マイナンバーカードのオンラインによる申請を行うためのタブレット端末について、国からの対応期間が終了すること

から、端末機器2台の使用料および通信料を計上をするものでございます。10ページをお願いいたします。3款民生費、1項1目、社会福祉総務費1140万4000円は、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、生活や暮らしへの支援を行うため、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給経費でございます。令和3年度事業と同様に、国庫負担事業として実施されるもので、支給金は1世帯当たり10万円でございます。令和4年度事業では、令和3年度に支給した世帯を除かれ、支給対象は、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯および令和4年1月以降の家計急変世帯となります。支給世帯を110世帯と見込み、予算を計上しております。2項1目児童福祉総務費225万8000円は、同じく新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、低所得の子育て世代に対し、生活や暮らしを支援するために行う子育て世帯生活支援特別給付金の支給経費であります。支給は対象世帯の児童1人当たり5万円。支給対象は、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯、および令和4年1月以降の家計急変世帯となりますが、1人親世帯は、県からの支給となりますので、本予算のを対象外となります。支給対象児童を40人と見込み、予算を計上しております。11ページをお願いいたします。4款衛生費、1項1目保健衛生総務費173万6000円は、会計年度任用職員1名の勤務日数増加に伴う報酬等の補正でございます。2目予防費、1節報酬から12節委託料、合わせて1436万5000円は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種にかかる費用の計上でございます。接種の対象は、3回目接種を終えている60歳以上および18歳から59歳までの基礎疾患を有する方で、4500人分を見込み、予算を計上しております。その下、18節予防接種料償還助成金87万3000円は、ヒトパピローマウイルスワクチン接種を自費で受けた25歳までの町民に対する償還助成金の計上でございます。助成金の上限を1万7450円、50件を見込んだものでございます。7款土木費、3項1目住宅費57万1000円は、町営住宅の排水管が汚泥により詰まったことから、除去を行うとともに、単独浄化槽の清掃、保守点検を行うとするもので、補正予算額は記載の通りでございます。12ページをお願いいたします。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、17万2000円は、国庫補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症対策を講じるため、10節、消耗品費11万4000円は、特別支援学級へのパーテーション7セットの購入、17節学校管理費備品5万8000円は、多目的室で使用しようとする移動式黒板1基の購入費用でございます。3項中学校費、1目学校管理費、10節中、消耗品費12万円は、国庫補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症対策を講じるため、特別支援学級へのパーテーション5セット8万1000円、およびパルスオキシメーター2台3万9000円の購入費用となります。その下、14節防火シャッター改修工事435万6000円は、法定点検の結果、一部シャッターが閉まらない箇所が報告されたため、改修を行おうとするものであります。5項2目公民館費、17節、図書30万円は町内在住者からの寄付により公民館図書を購入するものでございます。7項1目学校給食センター費25万1000円は、給食費の徴収管理システムが経年劣化により不具合を生じていることから、更新を行うための費用でございます。13ページをお願いいたします。12款諸支出金、1項6目都市交流施設整備基金費251万3000円は、指

定管理者との協定に基づき、施設整備のための基金に積み立てるものでございます。

続きまして歳入をご説明いたします。7ページをお願いいたします。15款国庫支出金、1項2目衛生費国庫負担金、1302万5000円は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金で、歳出にて説明いたしました、4回目接種にかかる接種費用に充当するもので全額国庫負担でございます。2項1目民生費国庫補助金、2節、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金、給付事業費補助金ですね、失礼しました。200万円は、200万円および同事務費補助金25万7000円は、歳出にて説明いたしました事業に充当するもので、補助割合は10分の10でございます。その下、3節、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金1100万円および同事務費補助金40万3000円につきましても、歳出にて説明いたしました事業に充当するもので、こちらも補助割合は10分の10でございます。その下、2目衛生費国庫補助金、1節、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、134万円は、4回目接種に係る事務経費に充当するもので、こちらも補助割合は10分の10であります。その下、3目教育費国庫補助金、1節および2節の学校保健特別対策事業費補助金、合わせて14万4000円は、歳出にて説明いたしました小中学校の管理用備品に充当するもので、補助割合は、2分の1でございます。その下、5目総務費国庫補助金、1節デジタル基盤改革支援補助金423万5000円は、歳出にて説明いたしました行政手続のオンライン化に係る経費に充当するもので、補助割合は2分の1でございます。16款県支出金、2項2目、民生費県補助金、1節、個人番号カード交付事務費補助金26万1000円は、歳出にて説明いたしました、事務費に充当するもので、補助割合は10分の10であります。飛びまして19款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金1398万4000円は、基金を取り崩し、歳出に対する不足分に充当するもので、今補正後の基金残高は16億431万6000円となる見込みでございます。8ページをお願いいたします。21款諸収入、3項6目雑入、1節雑入中、都市交流施設整備積立金251万3000円は、指定管理者との年度協定に基づき、収益金の10分の4を、その下の収益分配金125万6000円は、同じく収益金の10分の2を、指定管理者から収入しようとするもので、積立金については全額を都市交流施設整備基金に積み立てるものでございます。歳入歳出予算の説明を終わります。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正ですが、公共施設LED照明器具賃借料につきましては、令和15年度まで、個人番号カード申請端末機器等賃借料につきましては、令和9年度までとなることから債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

14ページからは給与費明細書を添付してございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますよう、お願いいたします。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

○議長（鈴木辰也）

挙手多数。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（鈴木辰也）

日程第12、議案第6号、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 寺本幸弘 登壇〕

○保健福祉課長（寺本幸弘）

議案第6号、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第1号についてご説明いたします。1ページをお開き願います。補正内容につきましては、一般会計補正予算第1号と同様に、病院建物の照明器具についてLED器具へ変更するため、業務の期間が令和5年度から15年度まで、限度額を479万8000円とするLED照明器具賃借料の債務負担行為をお願いするものでございます。また、債務負担行為の設定に伴い、第2条において予算条文の改正をさせていただいております。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（鈴木辰也）

日程第13、議案第7号、令和4年度鋸南町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

〔建設水道課長 齋藤正樹 登壇〕

○建設水道課長（齋藤正樹）

議案第7号、令和4年度鋸南町水道事業会計補正予算第1号についてご説明いたします。

本補正予算は、職員給与費の予算の増額をお願いするものであります。予算書の2ページをお願いいたします。実施計画により説明いたします。収益的収入および支出のうち、支出におきまして、1款水道事業費を4万7000円増額し、4億5690万にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1項営業費用、1目原水および浄水費、2目配水および給水費では、水道事業統合に向けた職員の配置転換による給料手当等の増減と、4目総係費の人事異動による手当の増とあわせて、4万7000円をお願いするものであります。その下、資本的収入および支出におきましては、補正予算をお願いする項目はございません。3ページをお願いいたします。令和4年度鋸南町水道事業予定キャッシュフロー計算書でございますが、令和4年度末における資金残高は3億6693万1000円となる見込みでございます。4ページ及び5ページは給与費明細書、6ページから9ページは、令和3年度鋸南町水道事業予定損益計算書および予定貸借

対照表、10ページから12ページは、令和4年度鋸南町水道事業予定貸借対照表ですので、後ほどご参照願います。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号の説明

○議長（鈴木辰也）

日程第14、報告第1号、令和3年度鋸南町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

総務企画課長より報告を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

報告第1号、令和3年度鋸南町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明をいたします。年度内での完了が見込めない事業について、令和3年度中に繰越明許費の設定を可決いただいたところですが、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をさせていただくものでございます。

めくっていただきまして令和3年度鋸南町繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。令和4

年度繰り越した事業は、庁舎空調機器改修事業など14事業でございます。事業名の隣に金額とありますのは、令和3年度中に設定をいたしました繰越明許費の額でございます。合計で4億2159万3000円でございます。

その隣、翌年度繰越額は、実際に令和4年度に繰り越しをした額で、合計3億2182万8258円でございます。繰り越した個別事業につきましては記載の内容をご確認願いたいと思います。以上で報告第1号の説明を終わります。

○議長（鈴木辰也）

報告が終わりました。

報告事項ではありますが、確認したい点等ございますか。

特にないようですので、以上で報告第1号を終了します。

◎報告第2号の説明

○議長（鈴木辰也）

日程第15、報告第2号、令和3年度鋸南町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

建設水道課長より報告を求めます。

建設水道課長。

[建設水道課長 齋藤正樹 登壇]

○建設水道課長（齋藤正樹）

報告第2号、令和3年度鋸南町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明いたします。令和3年度に浄水施設改修事業として、2件の加圧施設改修工事を発注いたしましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、電子部品の供給不足により、機器の納入に遅れが生じ、工期を延長したことから、令和3年度中に支払義務が生じないこととなりましたので、地方公営企業法第26条第1項の規定により、予算を繰り越すものでございます。

それでは、令和3年度鋸南町水道事業会計予算繰越計算書をご覧ください。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額でございますが、1款資本的支出、1項建設改良費のうち、浄水施設改修事業に係る予算計上額2011万9000円のうち、1593万9000円を、繰り越すものでございます。

以上で報告第2号の説明を終わります。

○議長（鈴木辰也）

報告が終わりました。

報告事項ではありますが、確認したい点等ございますか。

○議長（鈴木辰也）

特にないようですので、以上で報告第2号を終了します。

◎閉会の宣言

○議長（鈴木辰也）

これにて、今定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。
よって令和4年第4回鋸南町議会定例会を閉会いたします。上着の着用をお願いします。
皆さん、ご苦労さまでした。

[閉会のベルが鳴る]

…………… **閉 会・午後4時27分** ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 10月 21日

議 会 議 長 鈴 木 辰 也

署 名 議 員 竹 田 和 明

署 名 議 員 小 藤 田 一 幸